

## ごあいさつ

わが国の子どもや子育て家庭を取り巻く状況は、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化など変化を続けており、家庭や地域における子育て力を低下させる要因となっています。

また、ライフスタイルの多様化により、保育ニーズが多様化するとともに、未婚化、非婚化、晩婚化が進行し、結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状も見受けられます。

こうした状況を少しでも緩和しようと、国においては、子どもの育ちと子育て家庭を社会全体で支える新たな子育て支援の仕組みを構築するべく「子ども・子育て支援新制度」が創設されました。

新たな制度のもと、葛城市では、子どもたちの笑顔や元気に遊ぶ姿を地域の「明るい未来」を感じさせる大切な宝として位置づけ、地域全体で子どもや子育て家庭を温かく見守っていくことにより、子育てに関わるすべての人が笑顔で生活していくことのできるまちをめざし、これまで取り組みを進めてきた子育て支援施策を一層推進していくための指針として、「葛城市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

この計画に基づき、葛城市の未来を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長し、日々笑顔で過ごすことができるよう取り組んでまいりますので、市民や地域の皆様方の一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、この計画の策定にあたりアンケート調査にご協力いただきました保護者の皆様、葛城市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様や関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

平成27年3月



葛城市長 **山下 和弥**

# 目 次

## 第 1 章 計画策定にあたって

|            |   |
|------------|---|
| 1. 計画策定の背景 | 1 |
| 2. 計画の位置づけ | 2 |
| 3. 計画の期間   | 2 |
| 4. 計画の策定体制 | 2 |

## 第 2 章 葛城市の子育てに関する状況

|                    |    |
|--------------------|----|
| 1. 数値からみる葛城市       | 3  |
| 2. 次世代育成支援における主な課題 | 10 |

## 第 3 章 計画の基本的な考え方

|            |    |
|------------|----|
| 1. 基本理念    | 13 |
| 2. 計画の基本目標 | 14 |
| 3. 計画の体系   | 16 |

## 第 4 章 施策の方向

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 基本目標Ⅰ 子育てを支える環境づくり         | 17 |
| 基本目標Ⅱ 子どもが健やかに育つ環境づくり      | 25 |
| 基本目標Ⅲ 生きる力を育む環境づくり         | 29 |
| 基本目標Ⅳ 子育てと仕事の両立が実現できる環境づくり | 33 |
| 基本目標Ⅴ 子どもの安心・安全を確保する環境づくり  | 36 |

## 第 5 章 事業計画

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 1. 児童人口の見込み                    | 39 |
| 2. 教育・保育提供区域の設定                | 40 |
| 3. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保   | 41 |
| 4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保 | 45 |
| 5. 学校教育・保育の推進体制の確保             | 54 |

## 第6章 計画の推進体制

- 1. 計画の進捗管理…………… 55
- 2. 連携・協働体制…………… 55

## 資料編

- 葛城市子ども・子育て会議条例…………… 57
- 葛城市子ども・子育て会議委員名簿…………… 59
- 計画策定の経過…………… 60



# 第1章 計画策定にあたって

---



# 1. 計画策定の背景

## (1) 国の取り組み

全国的に少子高齢化が進み、核家族化の進行や共働き世帯の増加、ライフスタイルの多様化など、社会環境や人々の価値観が大きく変化してきています。

同時に、子どもと子育て家庭を取り巻く環境も変化し、核家族化の進行、地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安、孤立感を感じる親の増加、共働き世帯の増加による保育ニーズの増大、結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状など、様々な課題への対応が求められています。

このような状況の中、国は、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次代の社会を担う子どもを健やかに産み育てる環境づくりをめざし、次世代育成に向けた総合的な取り組みを進めてきました。

その後、平成 22 年 1 月に「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築「子ども・子育て支援新制度」の検討が始まり、平成 24 年 8 月には「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。

これに基づき、「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月から施行されます。新制度は、「子どもの最善の利益」を実現する社会をめざすことを前提に、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を総合的に推進していくことをめざしています。

## (2) 葛城市の取り組み

本市においては、平成 17 年 3 月に「葛城市次世代育成支援行動計画(前期)」、平成 22 年 3 月に「葛城市次世代育成支援行動計画(後期)」を策定し、「葛城にいだかれ 親も子も笑顔で育つまちづくり」を基本理念として、子どもが健やかに成長することができ、誰もが安心して楽しみながら子育てができる地域を築くため、様々な子育て支援施策を総合的に推進してきました。

本市では少子化に歯止めはかかっているものの、多様化する保育ニーズへの対応、子どもの健全な育ちの保障、子育てに対する不安感や孤立感、家庭や地域の養育力の低下など、解決すべき課題が残っているのが現状です。これらの課題の解決に向けて、子ども・子育て支援法に基づく新たな子ども・子育て支援制度の下で、教育・保育、地域の子育て支援の充実を図り、子どもと子育て家庭を社会全体で支援する環境を整備することを目的に、「葛城市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画に位置付けるとともに、平成 37 年までの有効期限が延長された「次世代育成支援対策推進法」第 8 条に基づく市町村次世代育成支援行動計画としても位置付けます。

策定にあたっては、これまで取り組みを進めてきた「葛城市次世代育成支援後期行動計画」を継承する計画として、本市が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を明らかにするとともに、「葛城市総合計画」の部門別計画として、その他の関連計画との整合性を保ちながら策定します。

## 3. 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。

| 平成<br>22 年度      | 平成<br>23 年度 | 平成<br>24 年度 | 平成<br>25 年度 | 平成<br>26 年度 | 平成<br>27 年度      | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 平成<br>31 年度 |
|------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 葛城市次世代育成支援後期行動計画 |             |             |             |             | 葛城市子ども・子育て支援事業計画 |             |             |             |             |

## 4. 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、地域の実情やニーズ等を踏まえるため、就学前児童の保護者 1,500 人、就学児童の保護者 500 人、計 2,000 人の保護者を対象としたニーズ調査を行いました。

また、保育・教育機関等の代表や各関係者、市民の代表で構成する「葛城市子ども・子育て会議」を設置し、計画策定に関する協議を行いました。



## 第2章 葛城市の子育てに関する状況

---



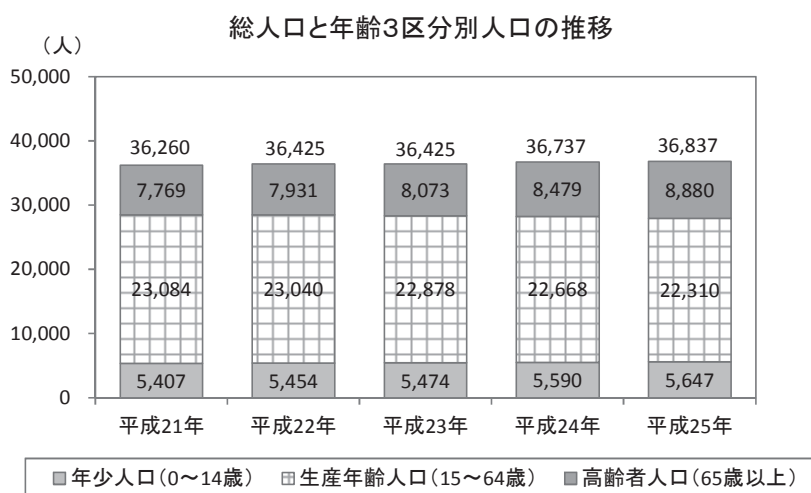
# 1. 数値からみる葛城市

## (1) 人口の推移

### ① 総人口と年齢3区分別人口

本市の総人口を見ると、微増傾向にあり、平成25年は36,837人となっています。

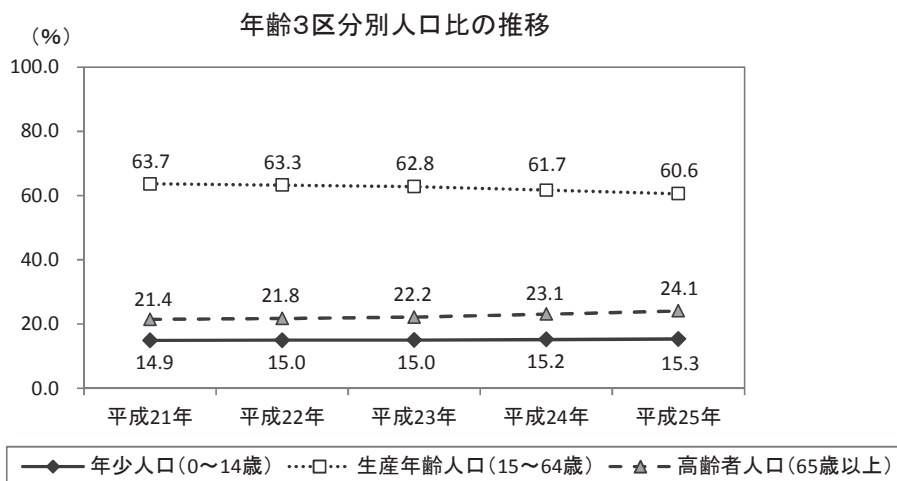
人口を年齢3区分別にみると、生産年齢人口（15～64歳）は各年で減少していますが、年少人口（0～14歳）と高齢者人口（65歳以上）は年を追うごとに増加しています。



資料：奈良県年齢別人口調査結果(住民基本台帳人口(各年10月1日現在))

### ② 年齢3区分別人口比

年齢3区分別人口比の推移を見ると、年少人口の割合は、ほぼ横ばいで推移し、平成25年では15.3%となっています。高齢者人口の割合については増加傾向にあり、平成25年では24.1%となっています。

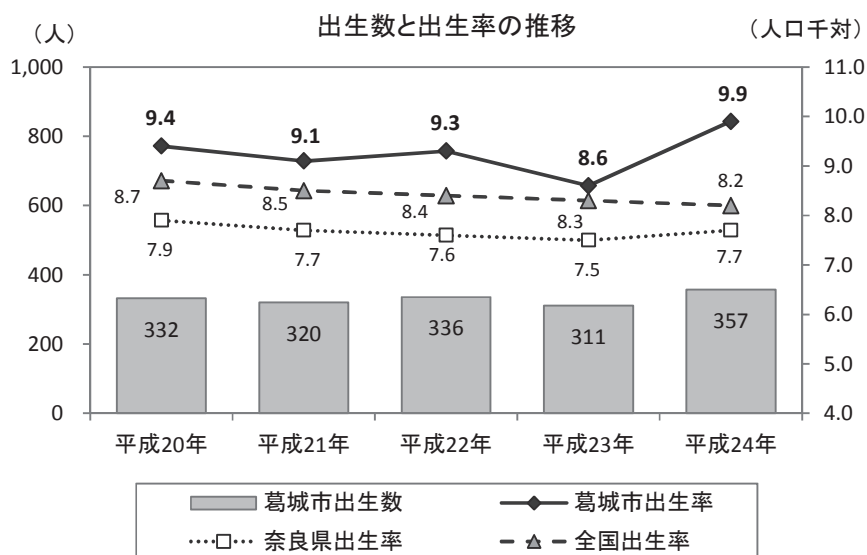


資料：奈良県年齢別人口調査結果(住民基本台帳人口(各年10月1日現在))

## (2) 出生の状況

### ① 出生数と出生率

本市の出生数は、平成24年で357人となっています。出生率を見ると、各年において、全国・県より高い値で推移し、平成24年では9.9%と、全国・県を大きく上回っています。

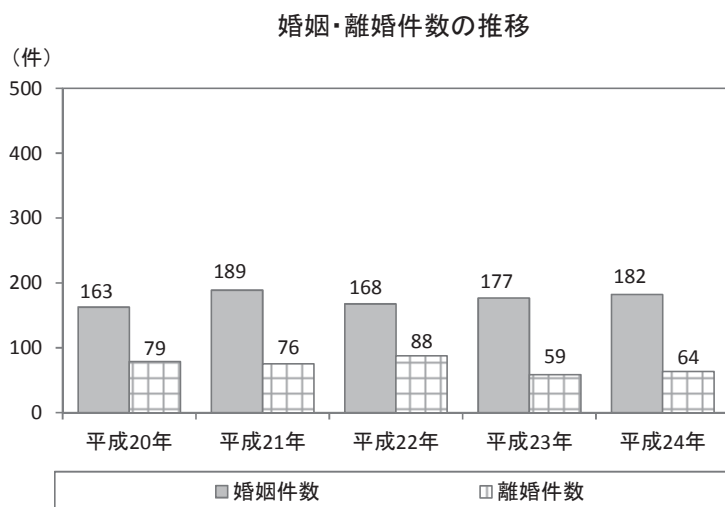


資料：葛城保健所事業概況

## (3) 婚姻の状況

### ① 婚姻・離婚件数の推移

本市の婚姻数は平成24年では182件となっています。離婚数は平成22年まで80件前後で推移していましたが、その後は60件前後で推移し、平成24年では64件となっています。

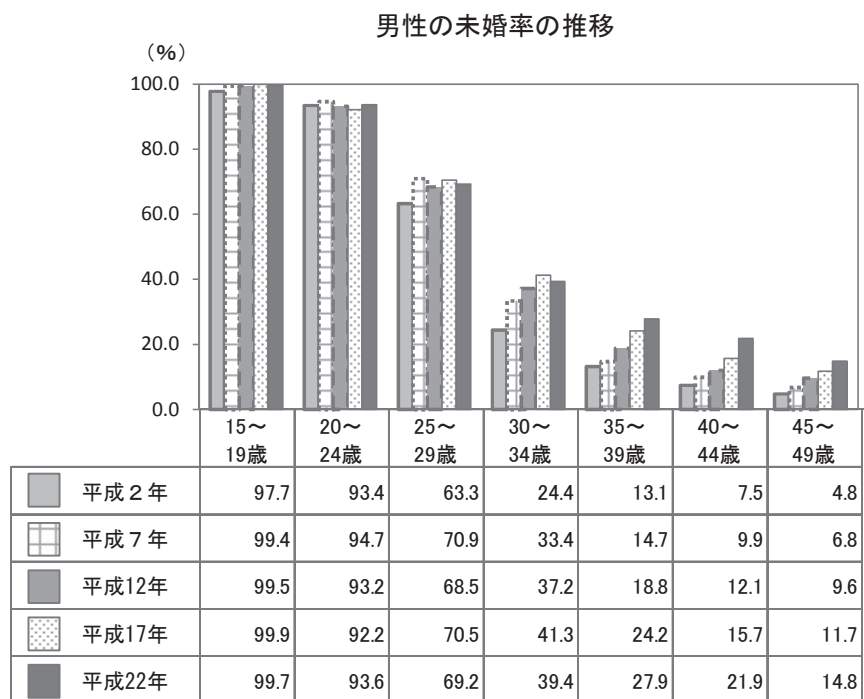


資料：奈良県人口動態統計

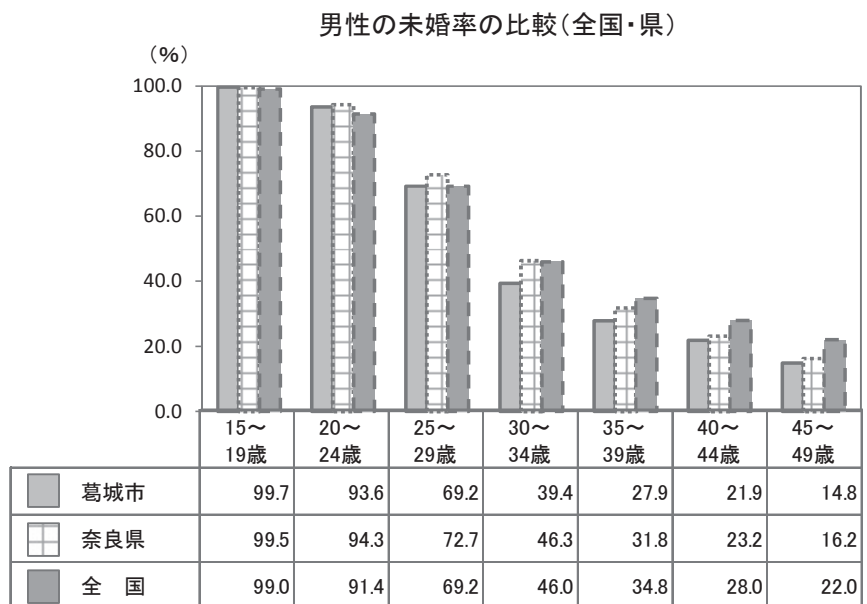
## ② 男性の未婚率の推移

男性の未婚率をみると、35歳以降での未婚率が年々増加傾向にあります。

また、平成22年における男性の未婚率を全国・県と比較すると、25歳以降の各年代において最も低い割合となっています。



資料：国勢調査



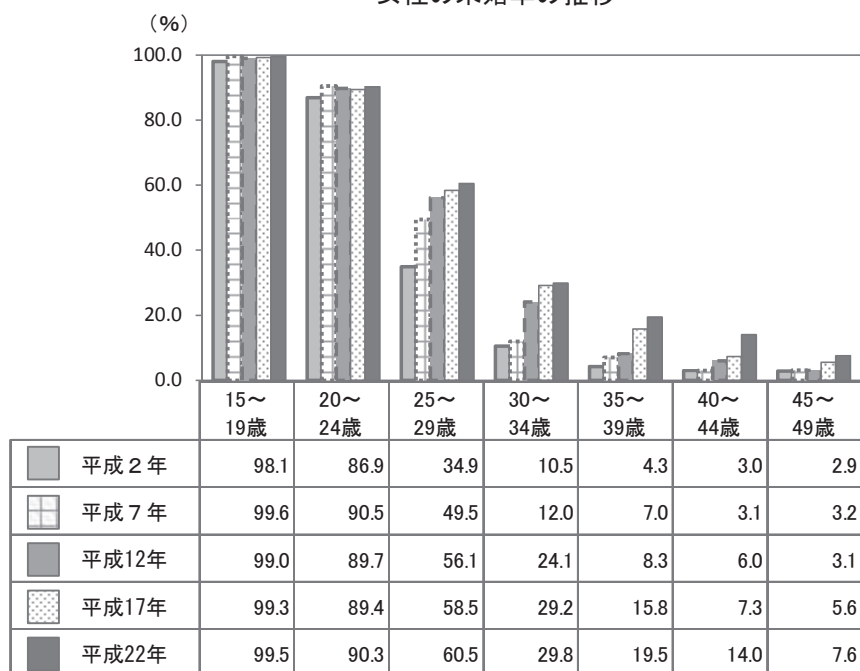
資料：平成22年国勢調査

### ③ 女性の未婚率の推移

女性の未婚率をみると、25歳以降での未婚率が年々増加傾向にあります。

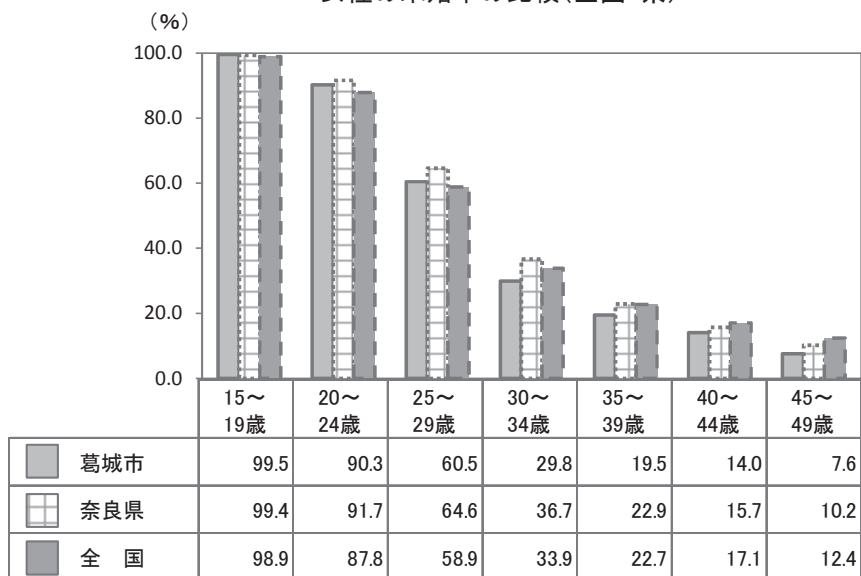
また、平成22年における女性の未婚率を全国・県と比較すると、30歳以降の各年代において最も低い割合となっていますが、20歳代では県より低いものの、全国より高い値となっています。

女性の未婚率の推移



資料: 国勢調査

女性の未婚率の比較(全国・県)



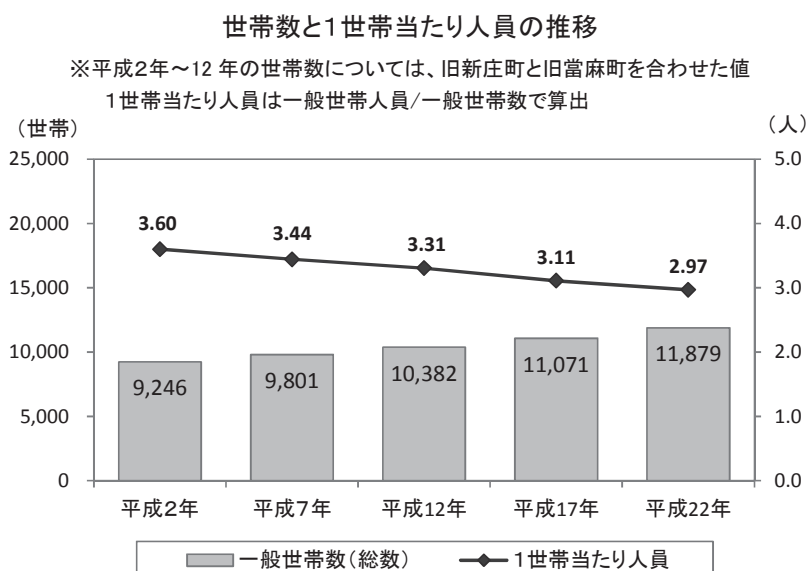
資料: 平成22年国勢調査

## (4) 世帯の状況

### ① 世帯数と1世帯あたり人員

世帯数を見ると、年々増加し、平成22年には11,879世帯となっています。

一方、1世帯あたり人員は年々減少傾向にあり、平成22年には2.97人と3人を下回っています。

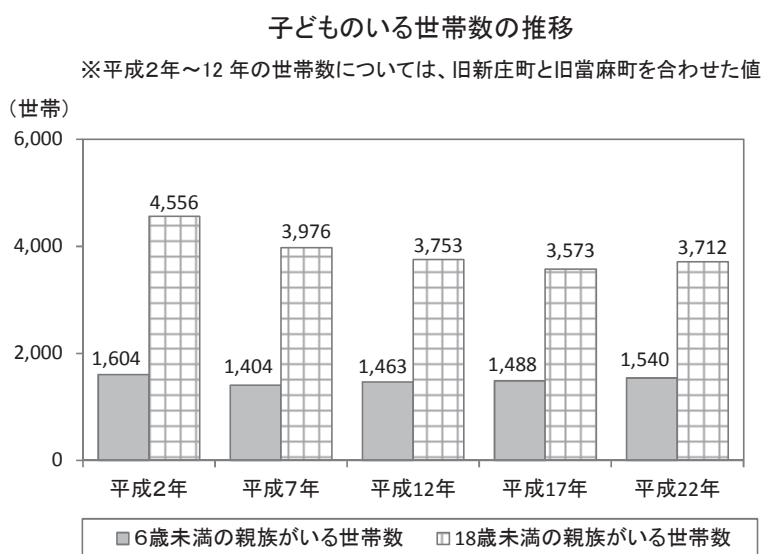


資料:国勢調査

### ② 子どものいる世帯数

18歳未満の親族がいる世帯数は、平成2年以降減少傾向にありましたが、平成17年から平成22年にかけて増加に転じ、平成22年では3,712世帯となっています。

6歳未満の親族がいる世帯数は、平成2年から12年にかけて減少したものの、その後増加し、平成22年には1,540世帯となっています。



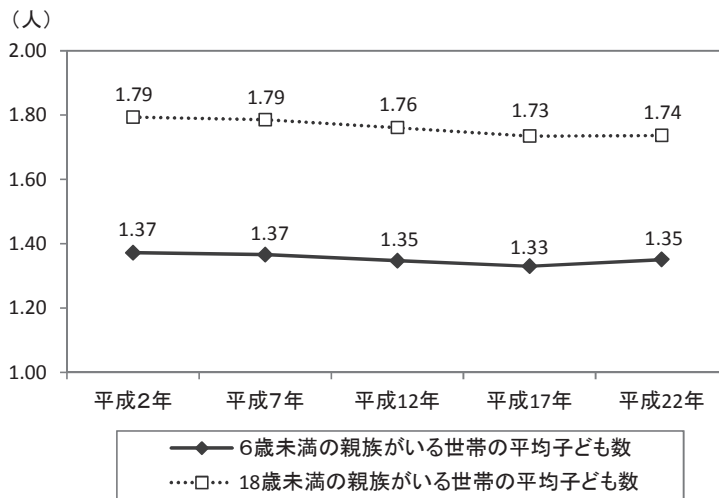
資料:国勢調査

### ③ 子どものいる世帯の平均子ども数

18歳未満の親族がいる世帯の平均子ども数、6歳未満の親族がいる世帯の平均子ども数ともに平成17年まで減少傾向にあります。平成22年にはわずかに増加に転じています。平成22年での18歳未満の親族がいる世帯の平均子ども数は1.74人、6歳未満の親族がいる世帯の平均子ども数は1.35人となっています。

子どものいる世帯の平均子ども数の推移

※平均子ども数はそれぞれ6歳未満親族人員/6歳未満親族のいる一般世帯数、18歳未満親族人員/18歳未満親族のいる一般世帯数で算出  
(平成2年～12年については、旧新庄町と旧當麻町を合わせた値から算出)



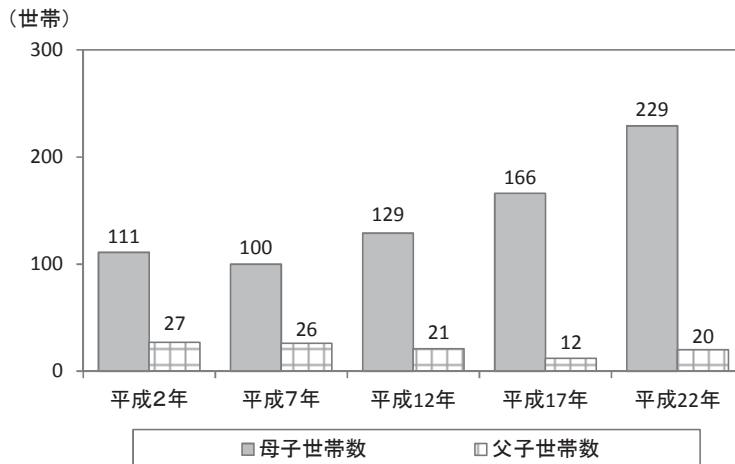
資料:国勢調査

### ④ ひとり親世帯数

母子世帯については、平成7年以降増加傾向にあり、平成17年から22年にかけて大きく増加しています。父子世帯については、各年20世帯前後で推移しています。

ひとり親世帯数の推移

※平成2年～12年の世帯数については、旧新庄町と旧當麻町を合わせた値



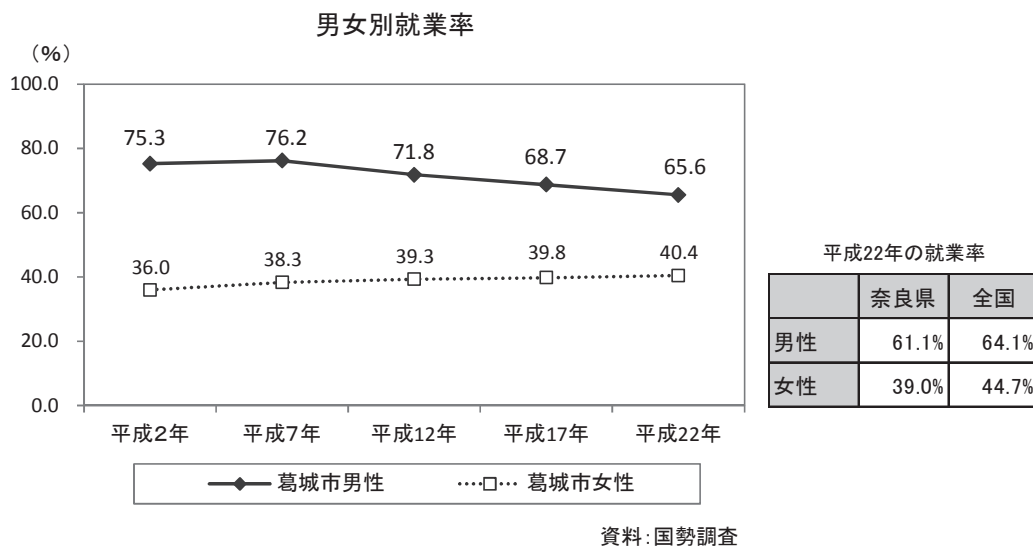
資料:国勢調査



## (5) 就労の状況

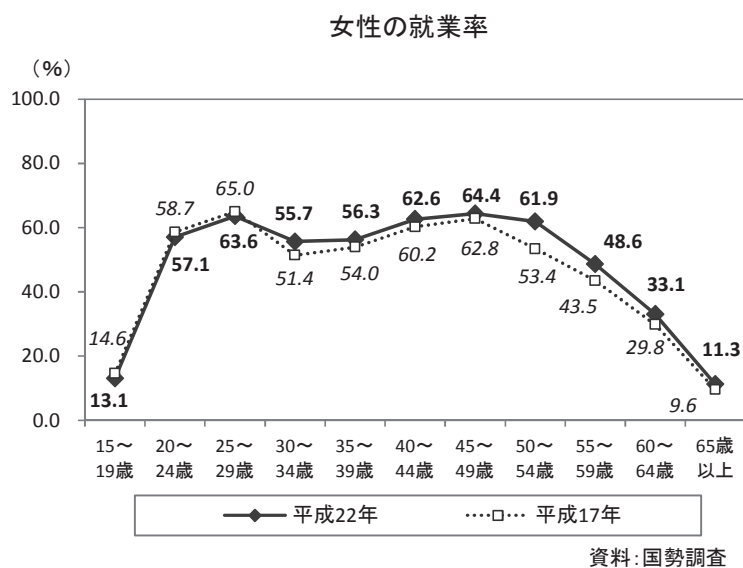
### ① 男女別就業率

男性の就業率については、平成7年以降年々減少し、平成22年では65.6%となっています。一方、女性の就業率については、わずかながら年々上昇し、平成22年では40.4%となっています。平成22年の就業率を全国・県と比較すると、男性は最も高くなっているのに対し、女性は県よりは高いものの、全国よりは低くなっています。



### ② 女性の就業率

女性の就業率を平成17年、22年で比べると、30～39歳でのカーブの落ち込みは平成22年で緩やかになっており、その後の就業率についても平成22年での値が高く、特に50～54歳での就業率が高くなっています。



## 2. 次世代育成支援における主な課題

### (1) 葛城市次世代育成支援後期行動計画の評価

平成22年から取り組みを進めてきた「葛城市次世代育成支援後期行動計画」では、ニーズ調査から現状の保育サービスのニーズ量を把握し、子育て支援事業について目標事業量（数値目標）を設定していました。

主要な子育て支援事業における目標達成状況は次の通りです。

#### ■ 定期的な保育事業等

| 事業名         | 単位       | 平成 26 年度<br>目標水準 | 平成 25 年度<br>実績値 | 達成度  |
|-------------|----------|------------------|-----------------|------|
| 通常保育事業      | 実施<br>か所 | 6か所              | 6か所             | 100% |
|             | 定員数      | 660人             | 810人            | 123% |
| 延長保育事業      | 実施<br>か所 | 4か所              | 4か所             | 100% |
| 放課後児童健全育成事業 | 実施<br>か所 | 7か所              | 7か所             | 100% |

#### ■ 一時預かり型事業

| 事業名     | 単位       | 平成 26 年度<br>目標水準 | 平成 25 年度<br>実績値 | 達成度  |
|---------|----------|------------------|-----------------|------|
| 一時預かり事業 | 実施<br>か所 | 2か所              | 2か所             | 100% |

#### ■ その他の事業

| 事業名                   | 単位       | 平成 26 年度<br>目標水準 | 平成 25 年度<br>実績値 | 達成度  |
|-----------------------|----------|------------------|-----------------|------|
| 地域子育て支援拠点事業<br>(ひろば型) | 実施<br>か所 | 2か所              | 1か所             | 50%  |
| ファミリー・サポート・センター事業     | 実施<br>か所 | 1か所              | 1か所             | 100% |

※地域子育て支援拠点事業は子育て支援センターを拠点として、市内2か所の児童館と連携して実施しています。

## (2) 子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査の概要

### ① 調査目的

本市では、計画策定に係る基礎資料として、就学前児童・小学生の保護者の方を対象に子育て状況、教育・保育ニーズ、子育て支援サービスの利用状況等を把握するために「子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査」を実施しました。

### ② 実施要領

|        |   |
|--------|---|
| ● 調査地域 | 葛城市全域   |
| ● 調査対象 | 葛城市内在住の「未就学児」をお持ちの世帯・保護者 1,500人<br>葛城市内在住の「小学生」をお持ちの世帯・保護者 500人 |
| ● 調査期間 | 平成25年10月28日～11月11日  |
| ● 調査方法 | 住民基本台帳を基に対象児童を持つ世帯を無作為抽出し、<br>郵送配布・郵送回収                         |
| ● 回収結果 | 就学前児童調査：756件（回収率：50.4%）<br>小学生調査：258件（回収率：51.6%）                |

### (3) 現状と課題の整理

統計データと子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査の結果より、本市における子どもや子育て支援に関する今後の検討課題について以下に整理します。

| 統計データ   | 子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査  |
|---|---|
| <p><b>【子どもを取り巻く環境】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総人口の推移では、平成 21 年から平成 25 年まで増加（平成 22 年から平成 23 年の推移においては増減なし）、生産年齢人口は減少傾向にあるものの、年少人口と高齢者人口は増加</li> <li>・出生率では平成 20 年から平成 24 年までの各年において、全国・県より高い値で推移し、平成 24 年では 9.9%と、国・県を大きく上回る</li> <li>・世帯数は年々増加しているものの、一世帯当たり人員数は年々減少。平成 22 年では 2.97 人</li> <li>・18 歳未満の親族がいる世帯の平均子ども数、6 歳未満の親族がいる世帯の平均子ども数ともに平成 17 年まで減少傾向にあるものの、平成 22 年ではわずかに増加に転じている</li> <li>・母子世帯については、平成 7 年以降増加傾向にあり、平成 17 年から 22 年にかけて大きく増加。父子世帯については各年 20 世帯前後で推移</li> <li>・男性の就業率については平成 7 年以降、年々減少し、平成 22 年では 65.6%。一方、女性の就業率は 40%前後で推移</li> <li>・平成 22 年の就業率を全国・県と比較すると、男性は最も高くなっているのに対し、女性は県よりは高いものの、全国よりは低い</li> <li>・女性の就業率を平成 17 年、22 年で比べると、30～39 歳でのカーブの落ち込みは平成 22 年で緩やかになっており、その後の就業率についても平成 22 年での値が高い</li> </ul> | <p><b>【子育てに関する日頃の悩み】</b></p> <p><b>就学前</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病気や発育・発達に関すること</li> <li>・子どもを叱りすぎているような気がする</li> </ul> <p><b>小学生</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの教育に関すること</li> <li>・友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること</li> </ul> <p><b>【子育て環境に対する要望】</b></p> <p><b>就学前・小学生共通</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・待機児童を解消してほしい</li> <li>・市内の公立幼稚園を 3 年保育に統一してほしい</li> <li>・学童保育の時間延長、開始時間を早くしてほしい</li> <li>・学童保育の受け入れ枠、幼稚園の受け入れ枠を増やしてほしい</li> <li>・公園の充実、安全面・衛生面等の確保をしてほしい、ボール遊びや、のびのびできる広場がほしい</li> <li>・道路・歩道の整備をしてほしい</li> <li>・送迎や買い物・家事代行など日常の生活を支援してくれるサービスがほしい</li> <li>・病児・病後児保育施設・サービスを充実させてほしい</li> <li>・子育て世帯へ向けた情報発信を充実させてほしい</li> </ul> <p><b>就学前</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公立幼稚園の預かり保育を実施してほしい</li> <li>・習い事を安く提供してほしい、習い事の支援をしてほしい</li> <li>・乳幼児医療の期間を延ばしてほしい、医療費の一時負担をなくしてほしい、予防接種の補助、無料化を進めてほしい</li> <li>・保育園、幼稚園の保育料を見直してほしい</li> <li>・親同士で交流できるイベント・場を提供してほしい</li> <li>・気軽に話しかけたり様子を聞いてほしい、声掛けをしてほしい</li> <li>・職場に託児所がある企業が増えてほしい、職場の託児所のフォロー体制を充実させてほしい</li> </ul> <p><b>小学生</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障がい等の子どもへの支援・療育を充実させてほしい</li> <li>・学童保育を 6 年生まで利用できるようにしてほしい</li> <li>・地域住民との関わりがもてるような環境にほしい</li> <li>・小中学校の耐震工事・空調設備等、施設・設備整備をしてほしい</li> <li>・小中学校教員の質の向上を図ってほしい、威厳を持ってほしい</li> </ul> |



これらの現状と課題を踏まえ、子育てに関わるすべての人が笑顔で生活していくことのできるまちをめざします

## 第3章 計画の基本的な考え方

---



## 1. 基本理念

### 葛城にいだかれ 親も子も笑顔で育つまちづくり

本市では、子どもたちの笑顔や元気に遊ぶ姿を地域の「明るい未来」を感じさせる大切な宝として位置づけ、地域全体で子どもや子育て家庭を温かく見守っていくことにより、子育てに関わるすべての人が笑顔で生活していくことのできるまちをめざしています。

本市における子育て支援施策の最終的な目標は、「親も子も笑顔」で子育てできることであるという考えのもと、次世代育成支援行動計画において、「葛城にいだかれ 親も子も笑顔で育つまちづくり」を基本理念として設定してきました。

平成27年4月より新たな子ども・子育て支援制度へ移行してはいますが、本市のめざすまち、子育て支援施策の目標は変わらないことから、子ども・子育て支援事業計画においても、引き続きこれを基本理念として、子どもや子育て家庭に対する様々な取り組みを進めていきます。

## 2. 計画の基本目標

子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、子どもや子育て家庭が抱える様々な課題等を受け、以下の基本目標に従い、効果的な計画推進を図ります。

### I 子育てを支える環境づくり

すべての子育て家庭が、安心して子育てができる環境づくりを推進します。

多様化する保育需要に対応した様々な保育サービスを充実させるとともに、保育の質の維持・向上を図ります。また、地域における子育て支援体制を確立し、すべての子どもと家庭を地域全体で支える環境づくりをめざします。さらに、支援を必要とする家庭に対しても、きめ細かな取り組みを実施し、子育ての不安や経済的負担の軽減に努めます。

### II 子どもが健やかに育つ環境づくり

すべての子どもが、健やかに生まれ育つ環境づくりを推進します。

安全な出産の確保や、小児医療の充実、また、豊かな心と身体を養うための思春期の健康づくり等、母親の妊娠期から子どもの思春期まで継続した支援を推進し、子どもが健やかに育つ環境づくりに取り組みます。

### III 生きる力を育む環境づくり

次代の担い手である子どもたちが、家庭や学校、地域において豊かな人間性を培い、たくましく生きる力を育む環境づくりを推進します。

確かな学力の向上とともに、多様な体験活動を通じた豊かな感性を育み、健やかな心身の育成に取り組みます。また、いじめ・不登校・非行などに適切な対応を行います。さらに、次代の親として、家庭を築き子どもを生み育てる喜びを感じていけるような学習機会の充実を図ります。



## **IV 子育てと仕事の両立が実現できる環境づくり**

男女がともに、子育てと仕事の両立が実現できる環境づくりを推進します。

子育て期であっても、生きがいや充実感を感じながら働くことができるよう、多様で弾力的な保育サービス等の充実を図ります。また、職場・家庭・地域等のあらゆる場面において、固定的な男女の役割分担意識をなくし、男女がともに社会で活躍し、子育て期などの人生の段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる環境づくりをめざします。

## **V 子どもの安心・安全を確保する環境づくり**

すべての子どもが安心して安全に暮らせる環境づくりを推進します。

児童虐待を防止するため、意識啓発や相談事業に取り組むとともに、関係機関とのネットワークの充実を図ります。また、子ども、親子、妊産婦にとって安全で快適なまちとなるために、子育てバリアフリーの視点を取り入れた地域の住環境、道路交通環境、公共施設や公共交通機関などの整備や、犯罪を未然に防ぐまちづくりを推進します。

### 3. 計画の体系

#### 基本理念

葛城にいだかれ 親も子も笑顔で育つまちづくり

| 基本目標                           | 基本施策  |
|--------------------------------|---|
| <b>I 子育てを支える環境づくり</b>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 保育サービスの充実</li> <li>(2) 地域における子育て支援体制の確立</li> <li>(3) 子育て不安の軽減</li> <li>(4) 配慮を必要とする子育て家庭への支援</li> <li>(5) 子育てに関わる経済的負担の軽減</li> </ul> |
| <b>II 子どもが健やかに育つ環境づくり</b>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 妊娠期から出産・育児期まで切れ目のない支援</li> <li>(2) 思春期の健康づくり</li> <li>(3) 小児医療の充実</li> </ul>   |
| <b>III 生きる力を育む環境づくり</b>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 次代の親の育成</li> <li>(2) 教育環境の充実</li> <li>(3) 児童健全育成対策の充実</li> </ul>   |
| <b>IV 子育てと仕事の両立が実現できる環境づくり</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 子育てと仕事の両立の推進</li> <li>(2) 男女共同参画社会の実現</li> </ul>   |
| <b>V 子どもの安心・安全を確保する環境づくり</b>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 児童虐待の防止</li> <li>(2) 子どもの安全の確保</li> <li>(3) 子育てに配慮した生活環境の整備</li> </ul>   |

## 第4章 施策の方向

---



# 基本目標Ⅰ 子育てを支える環境づくり

## (1) 保育サービスの充実

就労する保護者が安心して子育てをしながら働くことができるよう、多様な保育サービスの提供と量的拡大、質の維持・向上に取り組み、保育環境の整備を図ります。また、保育を通して、子どもたちが基本的な生活習慣や豊かな心を養うことができるよう、保育内容の充実を図っていきます。

### ① 多様な保育サービスの提供

| No. | 施策                  | 内容  | 担当課    |
|-----|---------------------|---|--------|
| 1   | 通常保育事業              | 保護者の就労等の理由により、十分に保育を受けることができない0歳から就学前児童（5歳児）を対象として、保育を行います。<br>共働き家庭の増加を踏まえながら、通常保育事業を継続して実施します。  | 子育て福祉課 |
| 2   | 延長保育事業              | 就労形態の多様化や勤務時間など、保護者の状況に応じた保育時間の延長に対する需要に対応するため、通常保育時間を延長し、保育を行います。<br>保護者からの実施要望も多く、ワーク・ライフ・バランスの観点からも必要性が高いと考えられるため、延長保育事業を継続して実施します。    | 子育て福祉課 |
| 3   | 一時預かり事業             | 冠婚葬祭や保護者の入院、育児疲れ等により、一時的に保育を必要とする未就園児の保育を行います。<br>現在、公立1か所、私立1か所の保育所で行っており、継続してサービス提供の円滑化に努めます。   | 子育て福祉課 |
| 4   | 病児保育事業              | 病児・病気回復期の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、専用施設等において、看護師・保育士等が一時的に保育する事業を実施します。<br>現在、市内には該当する施設がないため、他市の施設との連携を図り、サービスが必要となった場合にスムーズに対応できる体制づくりに努めます。 | 子育て福祉課 |
| 5   | 産休・育休明けの保育の円滑な利用の促進 | 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に努めます。   | 子育て福祉課 |

| No. | 施策                       | 内容   | 担当課    |
|-----|--------------------------|--|--------|
| 6   | 放課後児童健全育成事業（学童保育）        | <p>保護者の就労等により、昼間家にいない家庭における小学生児童に対し、授業終了後に遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成に努める事業を行います。</p> <p>各小学校区に設置し、児童館・専用施設や空き教室を活用して実施しています。</p> <p>今後は、定数の見直し等を行いながら、事業を継続して実施します。</p>          | 子育て福祉課 |
| 7   | 子育て短期支援事業（短期入所生活援助・夜間養護） | <p>保護者が病気等の理由で家庭での児童の養育が一時的に困難になった場合や、何らかの理由で緊急に保護が必要となった場合に、児童福祉施設などで一定期間養育・保育を行います。</p> <p>市内には、実施している事業所がないため、他市町の児童福祉施設との連携を図り、サービスが必要となった場合、スムーズに対応できる体制づくりに努めます。</p> | 子育て福祉課 |
| 8   | 地域型保育事業の整備               | <p>必要に応じて、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の整備を検討します。</p>   | 子育て福祉課 |

## ② 保育の質の維持・向上

| No. | 施策            | 内容  | 担当課    |
|-----|---------------|---|--------|
| 9   | 保育所施設の整備      | <p>公立、私立ともに、老朽化等に対応するため、必要に応じて保育所施設の整備を行います。</p> <p>身近な場所で充実した保育を受けることができるよう、各保育所施設の整備を進めます。</p>                      | 子育て福祉課 |
| 10  | 保育に関わる人材の資質向上 | <p>保育に関わる人材の育成・資質の向上、保育内容の充実のため、各種職員研修を行います。</p> <p>各保育所との連携を図りながら、積極的な参加を促します。</p> <p>保育士の確保に向けた総合的な取り組み等も検討します。</p> | 子育て福祉課 |

## (2) 地域における子育て支援体制の確立

すべての保護者が、子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、心にゆとりをもち子育てができるよう、子どもたちや保護者が仲間や地域の人とふれあえる場の提供や、子育て情報を提供するなどして、気軽に交流できる子育て仲間のネットワークづくりや地域の子育て意識の向上を図り、地域における子育ての支援体制を整備していきます。

### ① 保護者同士の交流の促進

| No. | 施策                        | 内容   | 担当課             |
|-----|---------------------------|--|-----------------|
| 11  | 子育てサークルの育成・支援             | <p>子育て中の母親等が、子育てなかま仲間を作ることによって育児について気軽に交流できる子育てサークルの育成を支援します。また、サークル間の交流する機会を持つことで子育てについての情報交換等ができるようサークルネットワークを確立します。</p> <p>地域の子育ての先輩がサークルのリーダー的存在として、サークル活動への支援ができるよう働きかけていきます。</p>                                 | 子育て福祉課<br>健康増進課 |
| 12  | 子どもに関する団体の育成・支援           | 子ども会やPTA活動などの社会教育団体を支援し、保護者同士の交流の促進を図ります。  | 生涯学習課           |
| 13  | 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）の充実 | <p>地域の子育て支援の拠点として、子育てに関する情報提供や相談、子育てサークルの育成・支援などを行う地域子育て支援拠点事業を推進します。</p> <p>子育ての不安等を軽減するため、つどいの広場や年齢別つどい（0・1・2歳児）、3歳児子育て教室を継続して実施します。また、初めての子どもを持つ母親と子ども（2～5か月）を対象に子育て不安を軽減し、孤立を防ぎ子育て仲間をつくるきっかけとなるベビープログラムを実施します。</p> | 子育て福祉課          |
| 14  | 保育所の地域開放の支援               | <p>就学前児童とその保護者に対し、市内6か所の保育所施設を開放し、子どもの遊び場や保護者の相談の場を提供します。</p> <p>子どもが安心して遊べる場所や、子育てについて気軽に相談できる場の確保が求められており、子育て支援の一環として継続して実施します。</p>  | 子育て福祉課          |

## ② 地域の子育て力の向上

| No. | 施策                                | 内容   | 担当課    |
|-----|-----------------------------------|--|--------|
| 15  | 地域の子育て意識の啓発                       | 広報誌やホームページの子育て支援コーナーに、子育てに関する事や子育て支援情報等を継続して掲載し、子育て中の保護者はもちろんのこと市民にも周知することで、地域ぐるみで子育てができるよう啓発に努めます。                  | 子育て福祉課 |
| 16  | 子育て支援に関する講演会の開催                   | 市民の子育て支援意識の高揚のため、各種講演会等を開催し、参加を呼びかけます。   | 子育て福祉課 |
| 17  | ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）の推進 | 子どもが健やかに育ち、子育てをしている人が安心して生活できる環境づくりのため、子育ての助けをしてほしい人（利用会員）と子育ての手伝いができる人（援助会員）がそれぞれ会員となり、相互に助け合っていく組織として、事業を推進・継続します。 | 子育て福祉課 |
| 18  | 子育て支援ボランティアの育成・支援                 | 子育てボランティアがつどいの広場等の子育て支援事業に参加し、親子に関わる機会を持っています。子育ての先輩として子育て中の親にアドバイスなどを支援してもらうとともに、支援するための情報の発信に努めます。                 | 子育て福祉課 |
| 19  | 子育て支援団体のネットワーク化の支援                | 市内の子育て支援に関する団体について、情報を把握するとともに、それぞれの団体間のネットワーク化の支援に努めます。   | 子育て福祉課 |

## （3）子育て不安の軽減

子どもや保護者が教育・保育施設や地域子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、様々な場所での相談や情報提供を行うほか、相談・指導体制を充実させ、保護者の育児負担の軽減を図ります。

### ① 子育てに関する情報提供・相談体制の充実

| No. | 施策                        | 内容   | 担当課    |
|-----|---------------------------|--|--------|
| 20  | 子育て支援センターにおける情報提供・相談体制の充実 | 地域の子育て情報、相談体制の拠点として子育て支援センターの充実を図ります。  | 子育て福祉課 |
| 21  | 子育て関連情報の提供                | 就学までの子育て支援についての情報誌「かつらぎっこ」を発行し、配布します。<br>また、広報誌やホームページの子育て支援コーナーにおいて、利用者がわかりやすいように子育て情報や子育て支援事業の内容等を掲載し、周知を図ります。 | 子育て福祉課 |



| No. | 施策               | 内容  | 担当課    |
|-----|------------------|---|--------|
| 22  | 各種子育て相談事業の実施     | 保健・福祉・教育などに関する行政の窓口をはじめ、保育所や児童館など、関係機関において、電話や窓口などで、子育て相談に応じます。<br>また、つどいの広場や年齢別つどいにおいて保育士がアドバイス等を行います。 | 子育て福祉課 |
| 23  | 健康相談・子育てに関する情報提供 | 乳幼児健康相談を実施するとともに、各種健診や教室等の場を活用して、子育て支援事業を紹介するなど、情報の提供に努めます。   | 健康増進課  |
| 24  | 利用者支援事業の創設       | 子育て福祉課において、保育サービスに関する情報を一元的に管理し、幅広く市民に提供します。<br>今後も広報誌やホームページ等を活用しながら、保育サービス等の情報を発信します。                 | 子育て福祉課 |

## ② 家庭教育への支援の充実

| No. | 施策                          | 内容   | 担当課            |
|-----|-----------------------------|--|----------------|
| 25  | 各種子育て教室の開催                  | 各年齢による親子の交流や、子育て不安の軽減を図るため、0・1・2歳児の年齢別つどいを月1回、3歳児子育て教室を月2回実施し、親同士、子ども同士のつながる基盤をつくります。                                      | 子育て福祉課         |
| 26  | 家庭教育に関する講座や講演会の実施           | P T Aとの連携を図りながら、各学校、幼稚園単位で家庭教育に関する講座や講演会を実施します。  | 生涯学習課<br>学校教育課 |
| 27  | 子育て講演会の実施                   | 子育てに関する不安や悩みを解消・軽減するため、子育て中の保護者を対象として、子育てに関する講演会を実施します。また、子育て支援に関係ある方にも受講してもらえようように啓発をしていきます。                              | 子育て福祉課         |
| 28  | 家庭教育に関する情報提供及び支援            | 各学校、幼稚園単位で、通信文を利用して家庭教育に関する情報提供を行います。<br>また幼稚園において、保護者が家庭教育のあり方を学べるよう、未就園児とその保護者を幼稚園に招き情報提供等を行います。                         | 生涯学習課<br>学校教育課 |
| 29  | 保育所の地域開放の支援<br>【No. 14 の再掲】 | 就学前児童とその保護者に対し、市内6か所の保育所施設を開放し、子どもの遊び場や保護者の相談の場を提供します。<br>子どもが安心して遊べる場所や、子育てについて気軽に相談できる場の確保が求められており、子育て支援の一環として継続して実施します。 | 子育て福祉課         |

#### (4) 配慮を必要とする子育て家庭への支援

すべての子どもの健やかな育ちを等しく支えるため、障がい、家族の状況等の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもや、子育て家庭に対し、きめ細かな支援を推進していきます。

##### ① ひとり親家庭の自立支援の推進

| No. | 施策                    | 内容  | 担当課    |
|-----|-----------------------|---|--------|
| 30  | 児童扶養手当の支給             | ひとり親家庭等の保護者が、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している場合、一定の条件のもと、手当を支給します。                           | 子育て福祉課 |
| 31  | ひとり親家庭等医療費助成制度の実施     | ひとり親家庭等の18歳未満の児童及びその児童を扶養または養育する保護者などを対象に、一定の条件のもと、医療費の一部を助成します。                                | 保険課    |
| 32  | ひとり親家庭などに対する相談事業の実施   | 保健師、民生委員、家庭相談員、母子自立支援員による相談支援、助言・指導を行います。   | 子育て福祉課 |
| 33  | 母子生活支援施設の活用           | 母子生活支援施設において、母子家庭の母親と児童をともに保護し、生活や就職などの自立に向けた支援を行います。<br>現在、市内には該当する施設がないため、必要に応じ、他市町の施設を紹介します。 | 子育て福祉課 |
| 34  | 母子、父子及び寡婦福祉資金の貸付(県事業) | ひとり親家庭に対して、技能修得や就職支度に関する資金をはじめとする各種資金の貸付を行っています。  | 子育て福祉課 |

##### ② 障がいのある子どもと保護者への支援

| No. | 施策        | 内容   | 担当課                      |
|-----|-----------|--|--------------------------|
| 35  | 障がい者計画の推進 | 平成27年3月策定の「葛城市障がい者計画及び第4期障がい福祉計画」に基づき、障がい者に関する施策を推進します。  | 社会福祉課                    |
| 36  | 相談支援の充実   | 障がいのある子どもの保育や教育、障がい児通所支援サービス等の利用や各種手当・助成制度についての相談に対応します。   | 子育て福祉課<br>学校教育課<br>社会福祉課 |
| 37  | 障がい児保育の推進 | 発達や心理の専門職が各保育所を巡回し、相談・支援を行います。また、「ともに育つ」という視点のもと、きめ細かく対応し、それぞれの個性を伸ばすことができるよう、支援保育士を配置するなど、障がい児保育の推進を図ります。 | 子育て福祉課                   |

| No. | 施策              | 内容  | 担当課             |
|-----|-----------------|---|-----------------|
| 38  | 特別支援教育の推進       | 発達や心理の専門職が幼稚園・小・中学校を巡回し、相談・支援を行います。また、幼稚園・小・中学校に特別支援教育支援員を配置し、きめ細かな指導、支援を展開します。                     | 学校教育課           |
| 39  | 障がい福祉サービスの提供    | 障がいのある子どもの自立と社会参加を促進するため、児童発達支援、放課後等デイサービス等の障がい児通所支援サービス、居宅介護、短期入所等の障がい福祉サービス、移動支援等の地域生活支援事業を提供します。 | 社会福祉課           |
| 40  | 特別児童扶養手当の支給     | 身体または精神に一定の障がいのある 20 歳未満の児童を家庭で養育している父母等に対して手当を支給します。   | 子育て福祉課          |
| 41  | 発達障がいの早期発見、早期対応 | 各種健診や教室等の場を活用し、発達障がいの早期発見・早期対応に努めます。必要に応じて、障害福祉サービスへつなぐなど、保育所・幼稚園等と連携して支援していきます。                    | 子育て福祉課<br>健康増進課 |

#### (5) 子育てに関わる経済的負担の軽減

子育て中の家庭に手当等を支給し、経済的負担を軽減し、家庭における生活の安定と児童の健全な育成等、住民が安心して子育てできるよう支援の充実に努めます。

| No. | 施策                                | 内容   | 担当課    |
|-----|-----------------------------------|--|--------|
| 42  | 児童手当の支給                           | 次代の社会を担う子どもの育ちを支援するため、15歳（中学校卒業）までの児童を養育する保護者に対して児童手当を支給します。<br>また、国の制度改正等に柔軟に対応します。 | 子育て福祉課 |
| 43  | 乳幼児等医療費の助成制度の実施                   | 15歳（中学校卒業）までの児童の全ての診療に対して、保護者に医療費の一部を助成します。  | 保険課    |
| 44  | ひとり親家庭等医療費助成制度の実施<br>【No. 31 の再掲】 | ひとり親家庭等の 18 歳未満の児童及びその児童を扶養または養育する保護者などを対象に、一定の条件のもと、医療費の一部を助成します。                   | 保険課    |
| 45  | 児童扶養手当の支給<br>【No. 30 の再掲】         | ひとり親家庭等の保護者が、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童を扶養している場合、一定の条件のもと、手当を支給します。           | 子育て福祉課 |
| 46  | 特別児童扶養手当の支給<br>【No. 40 の再掲】       | 身体または精神に一定の障がいのある 20 歳未満の児童を家庭で養育している父母等に対して手当を支給します。                                | 子育て福祉課 |

| No. | 施策        | 内容  | 担当課                  |
|-----|-----------|---|----------------------|
| 47  | 養育医療・育成医療 | <p>養育医療は、家庭保育が困難なため入院治療を必要とする未熟児（1歳未満）に対する医療制度です。</p> <p>育成医療は、身体上の障がいをもつ又は現存する疾患を放置すると将来に障害を残すと認められ、手術を前提とする入院治療を受ける児童（18歳未満）に対する医療制度です。</p> <p>どちらの制度も医療費の一部が公費で負担されます。</p> | <p>保険課<br/>社会福祉課</p> |
| 48  | 障がい児福祉手当  | <p>20歳未満の、在宅で常時介護を必要とする重度障がい児に手当を支給します。</p>   | <p>社会福祉課</p>         |

## 基本目標Ⅱ 子どもが健やかに育つ環境づくり

### (1) 妊娠期から出産・育児期まで切れ目のない支援

安心して妊娠、出産、育児ができるよう、母と子の健康づくりの一貫した切れ目のない支援体制の充実を図ります。

#### ① 健やかな妊娠・出産への支援

| No. | 施策                 | 内容  | 担当課   |
|-----|--------------------|---|-------|
| 49  | 母子健康手帳交付時の保健指導の推進  | 妊娠届出の際には、必ず保健師が面接を行い、妊婦の妊娠・出産に対する不安の軽減に努めるとともに、安全な出産につなげていきます。また、必要に応じ、電話・訪問等でフォローするとともに、医療機関等と連携して支援を行います。                     | 健康増進課 |
| 50  | 妊産婦訪問事業の充実         | 妊産婦を助産師や保健師・管理栄養士などが訪問し、妊娠・出産や子育てに関する相談や指導・助言を行います。   | 健康増進課 |
| 51  | 妊娠・出産に関する教室の開催     | ペアレントクラブ等で妊娠・出産や子育てに関する知識を深め、保健師・管理栄養士・歯科衛生士・助産師等が助言を行い、安心・安全な出産に向けた支援を行います。また、教室参加者同士が交流できる場を提供し、仲間づくりを支援するとともに、父親の育児参加を促進します。 | 健康増進課 |
| 52  | 妊婦に対する健康診査（妊婦健康診査） | 妊婦の健康の保持及び増進を図るための妊婦に対する健康診査費用の助成を行います。また、医療機関との連携を図り安全な出産につなげます。   | 健康増進課 |

#### ② 乳幼児の健康づくり支援の充実

| No. | 施策         | 内容  | 担当課   |
|-----|------------|---|-------|
| 53  | 新生児訪問事業の充実 | 新生児のいる家庭を助産師や保健師・管理栄養士などが訪問し、妊娠・出産や子育てに関する相談や指導・助言を行います。また、子育て不安が高い方には継続的な支援をおこない、養育支援訪問等につないでいきます。 | 健康増進課 |
| 54  | 未熟児養育訪問事業  | 未熟児養育医療申請者に対し、児の入院中から母子の健全な発達を促すために関係機関と連携しながら支援します。  | 健康増進課 |

| No. | 施策                   | 内容   | 担当課                      |
|-----|----------------------|--|--------------------------|
| 55  | 乳幼児健康診査の充実           | 乳幼児の健全な発達・発育を促進するため、年齢に応じた健診を行い、親の育児力を高めるような支援を行います。未受診者対策として、電話・手紙及び訪問等で児の状態を把握するとともに、受診勧奨に努めます。<br>また、健診時のアンケートや問診により育児ストレスの解消に努め、保護者の精神面にも配慮しながら虐待の防止に努め、関係機関との連携を図ります。 | 健康増進課                    |
| 56  | 予防接種の充実              | ポリオや麻疹（はしか）などの各種感染症発症及び集団発生の予防のため、予防接種を行います。また、未接種者には健診時等を通じて接種勧奨を行い、接種率を100%に近づけます。   | 健康増進課                    |
| 57  | 乳児家庭全戸訪問事業           | 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児不安や育児環境等について早期に把握し、地域で子育てを支援します。   | 子育て福祉課<br>健康増進課<br>社会福祉課 |
| 58  | 乳幼児の健康づくりに関する各種相談の実施 | 乳幼児の健康管理や発達・発育、育児に関する相談に対応し、不安の解消に努めます。  | 健康増進課                    |
| 59  | 家庭における食育の推進          | 保護者と子どもの食に対する関心と理解を深め、食品を見分ける力や健康で安全な生活をつくり出す力、命を大切にすることを養うため、妊娠中、出産後、乳幼児健診等の機会を活用し、食育の推進を図ります。また、「葛城市食育推進計画」に基づき、子育て支援センター・保育所・幼稚園及び関係団体等と協働して食育を推進します。                   | 健康増進課                    |
| 60  | 事故防止対策などの充実          | 乳幼児突然死症候群の予防や子どもの事故防止のため、妊娠期の教室や乳幼児健診時にパンフレットの配布などを行い、事故防止対策の情報提供や啓発を推進します。  | 健康増進課                    |
| 61  | 養育支援訪問事業             | 養育支援が特に必要な家庭に対して、個別ケース会議を開催し、支援計画を作成・計画的にその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、子育てが円滑に行えるように支援します。   | 子育て福祉課<br>健康増進課          |
| 62  | 療育体制の充実              | 幼児健診や相談を通じ、発達について経過観察が必要な子どもや支援が必要な方に、療育教室への参加を促し、親子の成長発達の支援に努めます。教室終了後は、保育所・幼稚園等へ切れ目のない支援のために保護者の了解のもと支援の引継ぎを行います。また、必要に応じ、リハビリセンターや福祉サービスへつなぎます。                         | 健康増進課                    |

## (2) 思春期の健康づくり

食を通じて、親子や家族との関わり、仲間や地域との関わりを深め、子どもの健やかな心と身体の発達を促し、家庭や社会の中で、子ども一人ひとりの“食べる力”を豊かに育むための支援づくりを進めます。

「性」に関する正しい知識や「命」について学ぶ機会を設け、子どもたちがいのちの大切さ・いのちの連鎖を正しく理解し、自らの心と、体や性の問題について適切な行動を選択することができるよう健康教育の充実を図るとともに、必要なときにいつでも気軽に相談ができるよう相談体制の充実を図ります。

### ① 健康教育の充実

| No. | 施策              | 内容  | 担当課            |
|-----|-----------------|---|----------------|
| 63  | 食育の推進           | 平成 24 年度に策定した「葛城市食育推進計画」に基づき、小・中学校で具体的な食育を進めます。                                     | 学校教育課          |
| 64  | 心と身体を養う豊かな給食の推進 | 子どもの心身の健全な発達のため、郷土料理や地産地消を取り入れながら、安全で栄養バランスの良いおいしい給食を提供します。                         | 給食センター         |
| 65  | 思春期に関する教育と啓発    | 思春期を迎える児童・生徒に対し、「性」や「命」に関わる指導を行い、保護者も含めて、保健室だより等により啓発に努めます。                         | 学校教育課          |
| 66  | 健康教育・保健指導の充実    | 養護教諭が中心となり、保健師との連携を図りながら、食事や睡眠などの生活習慣づくりや、性教育、飲酒・喫煙・薬物乱用の害・がん検診等についての正しい知識の普及に努めます。 | 学校教育課<br>健康増進課 |

### ② 心身の健康づくりに関する相談・支援の充実

| No. | 施策                  | 内容  | 担当課   |
|-----|---------------------|---|-------|
| 67  | カウンセリング機能の充実        | 適応指導教室（ふたかみ教室）や教育相談室、スクールカウンセラーについて、機会を捉え保護者への周知に努めるとともに、発達障がい等への対応のため、関係機関との連携を強化します。また、教育相談室とスクールカウンセラーとの連携を図ることにより、きめ細かな支援に努めます。 | 学校教育課 |
| 68  | 心身の健康づくりにむけた保護者との連携 | 各学校や学校保健会等の取り組みを通して、児童・生徒及び保護者に対し、心身の健康づくりについての啓発活動に努めます。   | 学校教育課 |

### (3) 小児医療の充実

子どもが病気にかかったとき、身近な場所で、いつでも安心して医療サービスを受けることができるよう、かかりつけ医の大切さを啓発していくとともに、医療にかかる経済的負担の軽減に努めます。

| No. | 施策                              | 内容  | 担当課   |
|-----|---------------------------------|---|-------|
| 69  | かかりつけ医づくりの推進                    | 子どもの健康管理のため、機会あるごとに身近にかかりつけ医を持つことの大切さを啓発・指導します。 | 健康増進課 |
| 70  | 乳幼児等医療費の助成制度の実施<br>【No. 43 の再掲】 | 15歳（中学校卒業）までの児童の全ての診療に対して、保護者に医療費の一部を助成します。     | 保険課   |



## 基本目標Ⅲ 生きる力を育む環境づくり

### (1) 次代の親の育成

次代の親となる思春期の子どもたちに、心身の健康づくりに関する正しい知識を普及するとともに、地域の乳幼児親子とふれあう体験を通して、命の大切さを学ぶ学習を提供していきます。

| No. | 施策                | 内容  | 担当課             |
|-----|-------------------|---|-----------------|
| 71  | 乳幼児との交流事業         | 中学1年生全員を対象とした、「乳幼児と出会いふれあい交流」を通じて赤ちゃんとのふれあいの機会を提供します。<br>またこの交流を通して、中学生が地域の先輩として関わりを深めていけるよう支援していきます。 | 子育て福祉課          |
| 72  | 子どもを大切に思う気持ちを育む教育 | 「乳幼児と出会いふれあい交流」などを通じ、将来の父親・母親になる世代に子どもを大切に思う気持ちを育む教育を行います。  | 子育て福祉課<br>学校教育課 |

### (2) 教育環境の充実

教育の場の整備拡充を行うとともに、特色ある学校づくりをめざし教育サービスをより一層充実していくために、幼児、学童期の特性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育を提供し、子どもの健やかな発達の支援に努めます。また、子ども一人ひとりの思いに寄り添い、不登校に陥らないようきめ細かな指導の充実を図ります。

#### ① 幼児教育の充実

| No. | 施策         | 内容  | 担当課             |
|-----|------------|---|-----------------|
| 73  | 幼児教育研修の実施  | 保育士・幼稚園教員等の資質向上のため、講師を招いての園内研修や園外に出向いての研修など、研修の充実を図ります。 | 学校教育課<br>子育て福祉課 |
| 74  | 幼保小合同研修の実施 | 幼保小の連携を図るため、市内で先行して行った調査研究の結果を活用しながら、連携・交流を強化します。       | 学校教育課<br>子育て福祉課 |

## ② 学校教育の充実

| No. | 施策              | 内容  | 担当課   |
|-----|-----------------|---|-------|
| 75  | 基礎学力の向上         | 葛城市教育委員会指定研究校が毎年行う実践的研究を先駆として、各校教務主任会や研究主任会を通じて児童・生徒の学力向上を図ります。             | 学校教育課 |
| 76  | 特色ある学校づくり       | 地域の人々との交流を通して、地域に親しみ地域を愛する子どもたちを育てます。                                       | 学校教育課 |
| 77  | 人権や道徳を重視した教育の推進 | 子どもの人権尊重に最重点を置き、いじめや差別を生じさせないよう、葛城市人権教育研究会の活動を中心として、各園・校での人権教育・道徳教育に取り組みます。 | 学校教育課 |
| 78  | 福祉教育の推進         | 高齢者との交流や清掃活動などを通じ、思いやりや助け合いなど福祉の心を醸成する福祉教育を推進します。また、特別支援学校の児童・生徒との交流を図ります。  | 学校教育課 |
| 79  | 国際理解教育の推進       | 幼稚園から中学校まで外国語指導助手及び各校教諭による、本市オリジナル・カリキュラムに基づく指導を通じて、系統性・継続性のある英語教育を推進します。   | 学校教育課 |
| 80  | 学校施設の整備充実       | 児童・生徒が安心して学ぶことができるよう、計画的な整備等に努めます。  | 教育総務課 |

## ③ 不登校や子どもの発達などに関する相談・支援の充実

| No. | 施策                           | 内容  | 担当課   |
|-----|------------------------------|---|-------|
| 81  | 不登校などへの対策の充実                 | 子ども一人ひとりの思いに寄り添い、不登校に陥らないようきめ細かな指導の充実を図ります。<br>また、適応指導教室（ふたかみ教室）において不登校児童・生徒を受け入れ、学校復帰をめざした教育・支援を行います。                              | 学校教育課 |
| 82  | カウンセリング機能の充実<br>【No. 67 の再掲】 | 適応指導教室（ふたかみ教室）や教育相談室、スクールカウンセラーについて、機会を捉え保護者への周知に努めるとともに、発達障がい等への対応のため、関係機関との連携を強化します。また、教育相談室とスクールカウンセラーとの連携を図ることにより、きめ細かな支援に努めます。 | 学校教育課 |

### (3) 児童健全育成対策の充実

すべての子どもが放課後や週末などに安心して遊びや学習、様々な体験活動ができるよう、子どもの居場所づくりの整備や多様な体験活動の推進を図ります。

関係機関との連携を図った地域ぐるみの取り組みにより、非行の未然防止や有害環境から子どもを守ります

#### ① 子どもの居場所づくりの推進

| No. | 施策        | 内容  | 担当課   |
|-----|-----------|---|-------|
| 83  | 地域の遊び場の整備 | 子どもが楽しく安全に遊ぶことができ、親子や子ども同士、親同士の自由な交流の場となる遊び場の整備に努めます。 | 都市計画課 |
| 84  | 学校施設の開放   | スポーツ少年団等への体育館やグラウンドの貸し出し等、子どもの居場所づくりを推進します。           | 学校教育課 |

#### ② 多様な体験活動の推進

| No. | 施策          | 内容   | 担当課   |
|-----|-------------|--|-------|
| 85  | 様々な体験活動の実施  | 様々な自然体験・スポーツの機会や場を通じて、子どもが主体的に生活でき、ふるさと「葛城」への誇りや、お互いが理解しあうことができる地域環境を活かした体験活動を推進します。 | 生涯学習課 |
| 86  | 指導ボランティアの育成 | 生涯学習活動の一環として、子どもの各種体験活動の指導者となるボランティアの育成を図ります。  | 生涯学習課 |
| 87  | 芸術・文化活動の促進  | 小・中学生が中心となった「子ども太鼓」の伝統芸能の伝承活動をはじめ、世代間交流を図る中で子どもたちが芸術・文化活動にふれる機会をつくります。               | 生涯学習課 |

#### ③ いじめ・非行などの問題行動や有害環境対策の強化

| No. | 施策          | 内容   | 担当課   |
|-----|-------------|--|-------|
| 88  | 青少年育成に関する啓発 | 奈良県青少年健全育成推進協議会、青少年育成奈良県民会議などの関係団体との連携のもと、青少年健全育成に関する講演会やシンポジウムを開催します。 | 生涯学習課 |

| No. | 施策                           | 内容  | 担当課            |
|-----|------------------------------|---|----------------|
| 89  | 有害環境浄化活動の実施                  | 関係団体との連携のもと、商業施設における有害図書や看板など、青少年にとって好ましくない社会環境の浄化に努めます。<br>また、インターネット、携帯電話等による有害サイトへの接続防止など、情報モラル教育を徹底します。                         | 生涯学習課<br>学校教育課 |
| 90  | カウンセリング機能の充実<br>【No. 67 の再掲】 | 適応指導教室（ふたかみ教室）や教育相談室、スクールカウンセラーについて、機会を捉え保護者への周知に努めるとともに、発達障がい等への対応のため、関係機関との連携を強化します。また、教育相談室とスクールカウンセラーとの連携を図ることにより、きめ細かな支援に努めます。 | 学校教育課          |
| 91  | 思春期に関する教育と啓発<br>【No. 65 の再掲】 | 思春期を迎える児童・生徒に対し、「性」や「命」に関わる指導を行い、保護者も含めて、保健室だより等により啓発に努めます。   | 学校教育課          |
| 92  | 子ども・若者支援の展開                  | 義務教育修了者を含め、子どもたちの社会自立をめざした相談・支援活動を充実させます。<br>また、子ども・若者の相談窓口の充実に向けた検討を行います。  | 生涯学習課<br>学校教育課 |

## 基本目標Ⅳ 子育てと仕事の両立が実現できる環境づくり

### (1) 子育てと仕事の両立の推進

女性も男性も仕事と子育てを両立できるよう、仕事も生活も充実するワーク・ライフ・バランスの考え方を広く社会に浸透させ、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取り組みを進めていきます。

#### ① 子育てと仕事の両立に関する広報・啓発の推進

| No. | 施策              | 内容   | 担当課   |
|-----|-----------------|--|-------|
| 93  | ワーク・ライフ・バランスの促進 | 子育てと仕事の両立の価値が、家族や企業、地域内において認識されるよう、様々な機会を捉え、周知・啓発に努め、ワーク・ライフ・バランスを促進します。 | 人権政策課 |

#### ② 子育てと仕事の両立支援のためのサービスの充実

| No. | 施策  | 内容   | 担当課    |
|-----|---|--|--------|
| 94  | ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）の推進<br>【No. 17 の再掲】 | 子どもが健やかに育ち、子育てをしている人が安心して生活できる環境づくりのため、子育ての助けをしてほしい人（利用会員）と子育ての手伝いができる人（援助会員）がそれぞれ会員となり、相互に助け合っていく組織として、事業を推進・継続します。                   | 子育て福祉課 |
| 95  | 通常保育事業<br>【No. 1 の再掲】                             | 保護者の就労等の理由により、十分に保育を受けることができない0歳から就学前児童（5歳児）を対象として、保育を行います。<br>共働き家庭の増加を踏まえながら、通常保育事業を継続して実施します。                                       | 子育て福祉課 |
| 96  | 延長保育事業<br>【No. 2 の再掲】                             | 就労形態の多様化や勤務時間など、保護者の状況に応じた保育時間の延長に対する需要に対応するため、通常保育時間を延長し、保育を行います。<br>保護者からの実施要望も多く、ワーク・ライフ・バランスの観点からも必要性が高いと考えられるため、延長保育事業を継続して実施します。 | 子育て福祉課 |

| No. | 施策                                     | 内容  | 担当課             |
|-----|--|---|-----------------|
| 97  | 放課後児童健全育成事業（学童保育）<br>【No. 6の再掲】        | 保護者の就労等により、昼間家にいない家庭における小学生児童に対し、授業終了後に遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成に努める事業を行います。<br>各小学校区に設置し、児童館・専用施設や空き教室を活用して実施しています。<br>今後は、定数の見直し等を行いながら、事業を継続して実施します。              | 子育て福祉課          |
| 98  | 子育て短期支援事業（短期入所生活援助・夜間養護）<br>【No. 7の再掲】 | 保護者が病気等の理由で家庭での児童の養育が一時的に困難になった場合や、何らかの理由で緊急に保護が必要となった場合に、児童福祉施設などで一定期間養育・保育を行います。<br>市内には、実施している事業所がないため、他市町の児童福祉施設との連携を図り、サービスが必要となった場合、スムーズに対応できる体制づくりに努めます。 | 子育て福祉課          |
| 99  | 女性の再就職の支援                              | ハローワーク等と連携しながら、マザーズサロン等、女性の再就職に向けた情報の提供に努めます。   | 人権政策課<br>子育て福祉課 |

## （２）男女共同参画社会の実現

「男は仕事、女は家庭」などの固定的な性別役割分担意識の見直しを図るため、男女平等の意識づくりを促進します。また、男女がともに家庭の責任を担い、相互に協力して家事や育児に参加できるよう、家庭における男女共同参画の意識を浸透させる広報・啓発や学習機会の充実に努めます。

### ① 男女がともに関わる子育てなどの推進

| No. | 施策                 | 内容   | 担当課             |
|-----|--------------------|--|-----------------|
| 100 | 学校教育における男女共同参画の推進  | 小・中学校において、各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間を通じて、男女平等に関する教育を推進します。      | 学校教育課           |
| 101 | 男女がともに関わる子育ての啓発の推進 | 男女が協力して家庭を築くことの重要性を啓発するため、各種子育て教室・講演会、広報誌への掲載や研修会などを実施します。 | 子育て福祉課<br>健康増進課 |

## ② 男女共同参画の浸透

| No. | 施策              | 内容   | 担当課   |
|-----|-----------------|--|-------|
| 102 | 男女共同参画社会の広報・啓発  | 様々な機会を捉え、家庭・企業・地域における周知・啓発に努め、男女共同参画社会の実現をめざします。                       | 人権政策課 |
| 103 | 固定的な性別役割分担意識の解消 | 「男は仕事、女は家事・育児」という固定的な性別役割分担意識については薄れつつあるものの、互いに協力しながらさらなる男女共同参画をめざします。 | 人権政策課 |

## 基本目標Ⅴ 子どもの安心・安全を確保する環境づくり

### (1) 児童虐待の防止

児童虐待に関する総合的な対応を図るため、関係機関の参加による虐待等防止ネットワークによる支援に努めるほか、広報誌やパンフレット等を活用し、児童虐待の防止に関する情報の提供、意識啓発を図ります。また、各種子育て相談事業を充実させ、虐待の前兆を把握し、未然防止に努めます。

| No. | 施策             | 内容  | 担当課                      |
|-----|----------------|---|--------------------------|
| 104 | 虐待等防止ネットワークの設置 | 虐待の防止、早期発見から発見後のフォローまでの総合的な対応を図るため、関係機関の参加による虐待等防止ネットワークによる支援に努めます。   | 子育て福祉課                   |
| 105 | 児童虐待防止に関する啓発   | 広報誌やパンフレット等を活用し、児童虐待の防止に関する情報の提供、意識啓発を図ります。   | 子育て福祉課                   |
| 106 | 虐待の早期発見・早期予防   | 乳幼児健診や訪問活動など母子保健事業の機会を活用して、保護者の子育てに対する不安の軽減を図り、虐待予防に努めるとともに、早期発見に努めます。そのためにも、妊娠期から虐待リスクの高い方への支援を開始します。<br>また、幼稚園・保育所・学校においても虐待の早期発見に努めます。<br>さらに、必要に応じて、虐待等防止ネットワークを軸に各種関係機関と連携し、虐待予防に努めます。 | 子育て福祉課<br>健康増進課<br>学校教育課 |
| 107 | 各種子育て相談事業の充実   | 子育て支援センターや関係機関、各種相談窓口において、虐待の前兆を把握し、未然防止に努めます。  | 子育て福祉課                   |

### (2) 子どもの安全の確保

子どもを事故や犯罪から守るため、交通安全教室等の開催や、地域でのネットワークを活用し、事故と犯罪の未然防止に取り組んでいきます。

#### ① 交通安全対策の充実

| No. | 施策        | 内容  | 担当課   |
|-----|-----------|---|-------|
| 108 | 交通安全教育の推進 | 警察や交通安全協会等と連携し、児童・生徒や保護者に対し、交通安全教室等を開催し、交通安全に関する教育・啓発を行います。 | 生活安全課 |



| No. | 施策              | 内容  | 担当課   |
|-----|-----------------|---|-------|
| 109 | 交通安全指導に関する人材の育成 | 地域で交通安全指導を行う交通安全指導員の育成を図ります。また、登校時の見守りを行う交通安全母の会等への指導を行います。 | 生活安全課 |

## ② 防犯対策の充実

| No. | 施策                  | 内容   | 担当課             |
|-----|---------------------|--|-----------------|
| 110 | 葛城市生活安全推進協議会の充実     | 市民の生活安全対策の推進について、市民、関係行政機関及び関係団体間の連携を促進するため、葛城市生活安全推進協議会の活動を補佐します。   | 生活安全課           |
| 111 | 地域防犯体制の強化           | 地域の防犯体制の強化を図るため、下校時等の青色パトロールカーによる巡回を行います。  | 生活安全課           |
| 112 | 学校における防犯対策の推進       | 各学校・園において、施設の防犯対策について点検し、必要に応じて整備を図ります。また、緊急時のための備えとして緊急対応マニュアルの作成や防犯訓練等を実施しており、さらなる充実に努めます。<br>また、来客者名簿や名札の利用など、不審者対策を行います。 | 学校教育課           |
| 113 | 防犯教育の推進             | 学校・幼稚園・保育所に、警察等を招いての防犯教室や不審者対応を行います。<br>また、市内や近隣で不審者事案が発生した場合、学校・幼稚園・保育所に連絡し、子どもへの情報提供、指導に努めます。                              | 学校教育課<br>子育て福祉課 |
| 114 | 子ども110番の家の支援        | 子どもが犯罪に巻き込まれそうな時に、一時的な保護と警察への連絡を行う子ども110番の家について、3年に1度見直しを行います。   | 生活安全課           |
| 115 | 地域における防犯情報ネットワークの強化 | 子どもが巻き込まれた犯罪や不審者等の情報について、個人情報に配慮しながら、学校や地域・警察で共有・連携を図ります。  | 学校教育課           |

### (3) 子育てに配慮した生活環境の整備

誰もが快適に暮らせるまちづくりをめざし、公園の整備、公共交通機関のバリアフリー化などを進め、より子育てしやすいまちにしていきます。

#### ① 安心して外出できる環境の整備

| No. | 施策                | 内容  | 担当課   |
|-----|-------------------|---|-------|
| 116 | バリアフリー化の推進        | 道路や公共交通機関、学校その他の公共施設、商業施設等のバリアフリー化を推進、要請します。          | 建設課   |
| 117 | 子どもや子育てに配慮した施設の整備 | 公共施設等において、オムツ交換スペースや子ども用トイレの設置等、子どもや子育てに配慮した整備を推進します。 | 都市計画課 |

#### ② 安全な道路・交通環境の整備

| No. | 施策            | 内容  | 担当課          |
|-----|---------------|---|--------------|
| 118 | 交通安全施設の整備     | 道幅の狭い道路や歩道がない道路などにおいて、ガードレールやガードパイプ、区画線の設置を進めるとともに、運転者のマナーについても向上を図ります。 | 建設課<br>生活安全課 |
| 119 | 安心・快適な歩行空間の整備 | フラットな歩道の設置、歩行者専用道路の整備を図ります。   | 建設課          |
| 120 | 街灯設置の促進       | 子どもの安全確保のため、街灯設置時の補助金交付等を積極的に推進します。                                     | 生活安全課        |

#### ③ 子どもにやさしい住環境の整備

| No. | 施策          | 内容   | 担当課   |
|-----|-------------|--|-------|
| 121 | 優良賃貸住宅情報の提供 | 子育て家庭の支援のため、優良な賃貸住宅について、県との連携を図りながら整備状況や優先入居などの取り扱いなどの情報提供に努めます。 | 都市計画課 |
| 122 | 公園・広場などの整備  | 子どもや子育て家庭の憩いの場として、公園・広場等の整備に努めます。                                | 都市計画課 |
| 123 | コミュニティバスの充実 | 市民の意見や利用状況を考慮しながら、運行体制やルートの検討を行い、市民が利用しやすいバスをめざします。              | 企画政策課 |

## 第5章 事業計画

---



# 1. 児童人口の見込み

児童人口の推計をみると、就学前児童では2,200人前後で推移、小学生児童については平成27年で一旦減少するもののその後は増加していく傾向がみられ、平成31年度の推計児童数は、就学前児童で2,178人、小学生児童で2,416人、合計で4,594人となっています。

【(推計)児童人口】

(単位:人)

|                  | 実績    | 推計    |       |       |       |       |       |
|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                  | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 |
| 0歳               | 370   | 327   | 326   | 326   | 327   | 325   | 322   |
| 1歳               | 323   | 396   | 350   | 349   | 349   | 350   | 348   |
| 2歳               | 367   | 334   | 410   | 362   | 361   | 361   | 362   |
| 3歳               | 372   | 382   | 347   | 427   | 376   | 375   | 375   |
| 4歳               | 377   | 382   | 393   | 357   | 438   | 386   | 385   |
| 5歳               | 389   | 377   | 382   | 393   | 357   | 439   | 386   |
| 6歳               | 421   | 396   | 384   | 389   | 400   | 364   | 447   |
| 7歳               | 339   | 425   | 400   | 387   | 392   | 403   | 367   |
| 8歳               | 355   | 341   | 428   | 402   | 390   | 395   | 406   |
| 9歳               | 351   | 357   | 343   | 430   | 404   | 392   | 397   |
| 10歳              | 413   | 352   | 358   | 344   | 432   | 405   | 393   |
| 11歳              | 367   | 414   | 353   | 359   | 345   | 433   | 406   |
| 就学前児童<br>(0～5歳)  | 2,198 | 2,198 | 2,208 | 2,214 | 2,208 | 2,236 | 2,178 |
| 小学生児童<br>(6～11歳) | 2,246 | 2,285 | 2,266 | 2,311 | 2,363 | 2,392 | 2,416 |
| 合計<br>(0～11歳)    | 4,444 | 4,483 | 4,474 | 4,525 | 4,571 | 4,628 | 4,594 |

## 2. 教育・保育提供区域の設定

### (1) 教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援事業計画では、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位として、教育・保育提供区域を設定することが義務付けられており（子ども・子育て支援法第61条第2項）、事業計画においては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が区域ごとに適切に提供されるよう、教育・保育提供区域ごとに「量の見込み」と「確保方策」を記載することとなっています。

### (2) 設定の考え方

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件や現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況等を総合的に勘案して、市町村が設定するものです。

### (3) 本市における教育・保育提供区域

本市は市内全域を概ね30分程度で移動できるなどの地域特性を勘案し、主要事業については「市全域」を提供区域とします。

ただし、教育・保育のうち「教育（幼稚園）※1」と、地域子ども・子育て支援事業のうち「放課後児童健全育成事業」については、現在の状況や児童が安全に通える範囲等を考慮し、「小学校区」を提供区域とします。

【提供区域の設定】

| 事業名           |                 | 提供区域 |      |
|---------------|-----------------|------|------|
|               |                 | 市全域  | 小学校区 |
| 教育・保育         | 教育（幼稚園）※1       |      | ○    |
|               | 保育（保育所）         | ○    |      |
|               | 教育・保育（認定こども園）※2 | ○    |      |
| 地域子ども・子育て支援事業 | 時間外保育事業         | ○    |      |
|               | 放課後児童健全育成事業     |      | ○    |
|               | 子育て短期支援事業       | ○    |      |
|               | 地域子育て支援拠点事業     | ○    |      |
|               | 一時預かり事業         | ○    |      |
|               | 病児保育事業          | ○    |      |
|               | 子育て援助活動支援事業     | ○    |      |
|               | 利用者支援事業         | ○    |      |
|               | 妊婦に対する健康診査      | ○    |      |
|               | 乳児家庭全戸訪問事業      | ○    |      |
| 養育支援訪問事業      | ○               |      |      |

※1：公立幼稚園の提供区域は、小学校区ごととします。私立幼稚園の提供区域は全市を対象とします。

※2：本計画策定段階で認定こども園への移行や、その設立を予定している施設はありません。

### 3. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

子ども・子育て支援新制度では、幼児期の学校教育・保育の量の見込みについて、幼稚園、保育所の現在の利用状況に利用者の希望を踏まえて、以下の区分で設定します。

| 認定区分     | 対象   |                      | 該当する施設等            |
|----------|------|----------------------|--------------------|
| (1) 1号認定 | 3～5歳 | 専業主婦(夫)家庭<br>短時間就労家庭 | 幼稚園・認定こども園         |
| (2) 2号認定 | 3～5歳 | 共働き家庭等               | 保育所・認定こども園         |
| (3) 3号認定 | 0～2歳 | 共働き家庭等               | 保育所・認定こども園・地域型保育事業 |

備考：一般に2号認定とされるのは、上表のように、共働き家庭等で本来は保育所や認定こども園での保育が必要と見なされる家庭を指します。

ただし、共働き家庭等でも学校教育の希望が強い家庭の場合は、幼稚園での一時預かりの利用を前提として、幼稚園を利用することができます。この場合の認定区分を本計画では(2)－1とし、本来保育所や認定こども園での保育が必要であると判断されるものを(2)－2とします。

#### (1) 1号認定 **提供区域：小学校区別**

3～5歳で幼稚園等での学校教育を希望する認定区分です。

#### (2)－1 2号認定（共働き家庭等で学校教育の希望が強い家庭）**提供区域：小学校区別**

3～5歳で保育の必要性がある認定区分のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと思われる区分です。

#### 【量の見込みと確保の内容 1号認定(1)、2号認定の(2)－1】

(単位：人)

| 市全域    |         | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 |
|--------|---------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み | 1号(1)   | 543        | 574        | 573        | 590        | 560        |
|        | 2号(2)－1 | 91         | 98         | 92         | 99         | 92         |
|        | 計       | 634        | 672        | 665        | 689        | 652        |
| ②確保の内容 | 公立幼稚園   | 660        | 660        | 660        | 660        | 660        |
|        | 市内私立幼稚園 | 62         | 62         | 62         | 62         | 62         |
|        | 市外私立幼稚園 | 24         | 24         | 24         | 24         | 24         |
| ②－①    |         | 112        | 74         | 81         | 57         | 94         |

【量の見込みと確保の内容】

(単位:人)

| 新庄校区   |         | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 |
|--------|---------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み | 1号(1)   | 162        | 170        | 172        | 175        | 164        |
|        | 2号(2)-1 | 15         | 17         | 17         | 18         | 18         |
|        | 計       | 177        | 187        | 189        | 193        | 182        |
| ②確保の内容 | 公立幼稚園   | 175        | 175        | 175        | 175        | 175        |
|        | 市内私立幼稚園 | 27         | 27         | 27         | 27         | 27         |
|        | 市外私立幼稚園 | 8          | 8          | 8          | 8          | 8          |
| ②-①    |         | 33         | 23         | 21         | 17         | 28         |

| 忍海校区   |         | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 |
|--------|---------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み | 1号(1)   | 62         | 60         | 67         | 72         | 65         |
|        | 2号(2)-1 | 7          | 5          | 5          | 7          | 4          |
|        | 計       | 69         | 65         | 72         | 79         | 69         |
| ②確保の内容 | 公立幼稚園   | 70         | 70         | 70         | 70         | 70         |
|        | 市内私立幼稚園 | 6          | 6          | 6          | 6          | 6          |
|        | 市外私立幼稚園 | 3          | 3          | 3          | 3          | 3          |
| ②-①    |         | 10         | 14         | 7          | 0          | 10         |

| 新庄北校区  |         | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 |
|--------|---------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み | 1号(1)   | 58         | 65         | 58         | 62         | 60         |
|        | 2号(2)-1 | 13         | 16         | 10         | 13         | 11         |
|        | 計       | 71         | 81         | 68         | 75         | 71         |
| ②確保の内容 | 公立幼稚園   | 70         | 70         | 70         | 70         | 70         |
|        | 市内私立幼稚園 | 14         | 14         | 14         | 14         | 14         |
|        | 市外私立幼稚園 | 3          | 3          | 3          | 3          | 3          |
| ②-①    |         | 16         | 6          | 19         | 12         | 16         |

| 磐城校区   |         | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 |
|--------|---------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み | 1号(1)   | 188        | 210        | 204        | 209        | 194        |
|        | 2号(2)-1 | 36         | 41         | 40         | 41         | 38         |
|        | 計       | 224        | 251        | 244        | 250        | 232        |
| ②確保の内容 | 公立幼稚園   | 250        | 250        | 250        | 250        | 250        |
|        | 市内私立幼稚園 | 10         | 10         | 10         | 10         | 10         |
|        | 市外私立幼稚園 | 8          | 8          | 8          | 8          | 8          |
| ②-①    |         | 44         | 17         | 24         | 18         | 36         |



(単位:人)

| 當麻校区   |         | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 |
|--------|---------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み | 1号(1)   | 73         | 69         | 72         | 72         | 77         |
|        | 2号(2)-1 | 20         | 19         | 20         | 20         | 21         |
|        | 計       | 93         | 88         | 92         | 92         | 98         |
| ②確保の内容 | 公立幼稚園   | 95         | 95         | 95         | 95         | 95         |
|        | 市内私立幼稚園 | 5          | 5          | 5          | 5          | 5          |
|        | 市外私立幼稚園 | 2          | 2          | 2          | 2          | 2          |
| ②-①    |         | 9          | 14         | 10         | 10         | 4          |

## 【確保の方策】

3～5歳の教育については現在、公立幼稚園3か所、市内及び市外の私立幼稚園数か所で供給量は充足していると考えられます。

(2)-2 2号認定 **提供区域：市全域**

3～5歳で保育の必要性がある認定区分です。

## 【市全体:量の見込みと確保の内容】

(単位:人)

|        |           | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 |
|--------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み | 市内        | 427        | 447        | 446        | 457        | 436        |
|        | 市外(香芝市)   | 10         | 10         | 10         | 10         | 10         |
| ②確保の内容 | 市内施設      | 427        | 447        | 446        | 457        | 436        |
|        | 市外施設(香芝市) | 10         | 10         | 10         | 10         | 10         |
| ②-①    |           | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |

## 【確保の方策】

3～5歳の保育については、現在、私立保育園3か所、公立保育所3か所で実施しており、本市における供給量は充足していると考えられます。

(3) 3号認定 **提供区域：市全域**

0～2歳で保育の必要性がある認定区分です。

【量の見込みと確保の内容】

① 0歳

(単位:人)

|        |           | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 |
|--------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み |           | 79         | 79         | 79         | 79         | 79         |
| ②確保の内容 | 市内施設      | 79         | 79         | 79         | 79         | 79         |
|        | 市外施設(香芝市) | 5          | 5          | 5          | 5          | 5          |
| ②-①    |           | 5          | 5          | 5          | 5          | 5          |

② 1～2歳

(単位:人)

|        |           | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 |
|--------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み | 市内        | 322        | 300        | 300        | 300        | 300        |
|        | 市外(香芝市)   | 5          | 5          | 5          | 5          | 5          |
| ②確保の内容 | 市内施設      | 322        | 300        | 300        | 300        | 300        |
|        | 市外施設(香芝市) | 10         | 10         | 10         | 10         | 10         |
| ②-①    |           | 5          | 5          | 5          | 5          | 5          |

【確保の方策】

0～2歳の保育については、現在、私立保育園3か所、公立保育所3か所で実施しており、本市における供給量は充足していると考えられます。

## 4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

### (1) 利用者支援事業 提供区域：市全域

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

#### 【量の見込みと確保の内容】

|            | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 |
|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み(か所) | 1          | 1          | 1          | 1          | 1          |
| ②確保の内容(か所) | 1          | 1          | 1          | 1          | 1          |
| ②-①        | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |

#### 【確保の方策】

利用者支援事業所を設置し、子育てニーズに対応します。

### (2) 地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター) 提供区域：市全域

親子が交流するための事業を実施し、子育てに関する情報提供や相談、子育てサークルの育成など子育てを応援する事業です。

#### 【量の見込みと確保の内容】

|              | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 |
|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み(人回/年) | 17,196     | 16,428     | 16,428     | 16,416     | 16,332     |
| ②確保の内容       | 実施か所数(か所)  | 1          | 1          | 1          | 1          |
|              | 回数(人回/年)   | 17,196     | 16,428     | 16,428     | 16,416     |
| ②-①(人回/年)    | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |

#### 【確保の方策】

子育て支援センターを拠点として事業を実施しています。市内2か所の児童館と連携して実施しており、本市における供給量は充足していると考えられます。

**(3) 妊婦に対する健康診査（妊婦健康診査）** **提供区域：市全域**

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

**【量の見込みと確保の内容】**

|              | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 |
|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み(人回/年) | 5,040      | 4,900      | 4,900      | 4,900      | 4,900      |
| ②確保の内容(人回/年) | 5,040      | 4,900      | 4,900      | 4,900      | 4,900      |
| ②-①          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |

**【確保の方策】**

今後も検診受診券交付を継続するとともに、安全・安心な出産に向けて受診勧奨に努めます。

**(4) 乳児家庭全戸訪問事業** **提供区域：市全域**

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

**【量の見込みと確保の内容】**

|           | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み(人) | 326        | 326        | 327        | 325        | 322        |
| ②確保の内容(人) | 326        | 326        | 327        | 325        | 322        |
| ②-①       | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |

**【確保の方策】**

対象乳児のいる家庭を確実に把握し、訪問できるように努めます。

(5) 養育支援訪問事業等 **提供区域：市全域**

・養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【量の見込みと確保の内容】

|           | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み(人) | 30         | 30         | 30         | 30         | 30         |
| ②確保の内容(人) | 30         | 30         | 30         | 30         | 30         |
| ②-①       | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |

【確保の方策】

対象児童のいる家庭を把握し、訪問できるように努めます。

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

要保護児童対策地域協議会（虐待等防止ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関の担当職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性を強化し、ネットワークの連携強化を図る取り組みを実践する事業です。

**(6) 子育て短期支援事業（短期入所生活援助・夜間養護）** **提供区域：市全域**

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

**【量の見込みと確保の内容】**

|              |           | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 |
|--------------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み(人日/年) |           | 21         | 21         | 21         | 21         | 21         |
| ②確保の<br>内容   | 実施か所数(か所) | 6          | 6          | 6          | 6          | 6          |
|              | 日数(人日/年)  | 21         | 21         | 21         | 21         | 21         |
| ②-①(人日/年)    |           | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |

**【確保の方策】**

現在、市内に事業所がないため県内の施設6か所と委託契約を結んでいます。緊急時等の対応ができるよう努めます。

**(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）** **提供区域：市全域**

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

**【量の見込みと確保の内容】**

|              |          | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 |
|--------------|----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み(人日/年) |          | 120        | 120        | 120        | 120        | 120        |
| ②確保の<br>内容   | 提供会員数(人) | 85         | 90         | 95         | 100        | 105        |
|              | 日数(人日/年) | 120        | 120        | 120        | 120        | 120        |
| ②-①(人日/年)    |          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |

**【確保の方策】**

現在、供給量は充足していると考えられますが、今後も援助会員の確保に努め、就学児童、就学前児童も含めた利用ニーズに対応できるようにします。

## (8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点、認定子ども園、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

### 【量の見込みと確保の内容】

#### ① 幼稚園在園児を対象とした一時預かり

(1号認定(1)、2号認定の(2)-1)

提供区域：小学校区別

|                  |           | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 |
|------------------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み<br>(人日/年) | 1号(1)     | 59         | 61         | 61         | 63         | 59         |
|                  | 2号(2)-1   | 14,489     | 15,264     | 15,264     | 15,595     | 14,932     |
|                  | 合計        | 14,548     | 15,325     | 15,325     | 15,658     | 14,991     |
| ②確保の内容           | 実施か所数(か所) | 5          | 5          | 5          | 5          | 5          |
|                  | 日数(人日/年)  | 4,860      | 16,000     | 16,000     | 16,000     | 16,000     |
| ②-①(人日/年)        |           | -9,688     | 675        | 675        | 342        | 1,009      |

#### ② 幼稚園在園児以外の一時預かり

提供区域：市全域

|              |           | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 |
|--------------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み(人日/年) |           | 1,083      | 1,086      | 1,083      | 1,096      | 1,068      |
| ②確保の内容       | 実施か所数(か所) | 2          | 2          | 2          | 2          | 2          |
|              | 日数(人日/年)  | 1,083      | 1,086      | 1,083      | 1,096      | 1,068      |
| ②-①(人日/年)    |           | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |

### 【確保の方策】

幼稚園在園児を対象とした一時預かりについては、平成27年度は従来事業のまま実施し、平成28年度以降は公立幼稚園の一時預かり事業として実施する予定です。

幼稚園在園児以外の一時預かりについては、現在、私立保育園1か所、公立保育所1か所で実施しており、本市における供給量は充足していると考えられます。

### (9) 延長保育事業 **提供区域：市全域**

保育認定を受けた子どもについて、通常の保育時間を延長して、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

#### 【量の見込みと確保の内容】

|            |           | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 |
|------------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み(人)  |           | 185        | 185        | 185        | 187        | 182        |
| ②確保の<br>内容 | 実施か所数(か所) | 4          | 4          | 4          | 4          | 4          |
|            | 実人数(人)    | 185        | 185        | 185        | 187        | 182        |
| ②-①(人)     |           | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |

#### 【確保の方策】

延長保育事業については、現在、私立保育園3か所、公立保育所1か所で実施しており、本市における供給量は充足していると考えられます。

### (10) 病児保育事業 **提供区域：市全域**

病児・病気回復期の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、専用施設等において、看護師・保育士等が一時的に保育等する事業です。

#### 【量の見込みと確保の内容】

|              |           | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 |
|--------------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み(人日/年) |           | 756        | 758        | 756        | 766        | 745        |
| ②確保の<br>内容   | 実施か所数(か所) | 1          | 1          | 1          | 1          | 1          |
|              | 日数(人日/年)  | 586        | 586        | 586        | 766        | 745        |
| ②-①(人日/年)    |           | -170       | -172       | -170       | 0          | 0          |

#### 【確保の方策】

現在市内には該当する施設がないため、大和高田市と病児保育事業の利用協定を締結し、土庫病院土庫こども診療所において実施します。緊急時においてスムーズに対応できるように努めます。



(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育） **提供区域：小学校区別**

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、発達段階に応じて、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

① 低学年

【量の見込みと確保の内容】

| 市全域        |         | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 |
|------------|---------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み(人)  |         | 320        | 334        | 334        | 331        | 330        |
| ②確保の<br>内容 | 施設数(か所) | 7          | 7          | 9          | 9          | 9          |
|            | 人数(人)   | 318        | 333        | 364        | 360        | 356        |
| ②-①        |         | -2         | -1         | 30         | 29         | 26         |

| 新庄校区       |         | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 |
|------------|---------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み(人)  |         | 96         | 95         | 95         | 93         | 83         |
| ②確保の<br>内容 | 施設数(か所) | 2          | 2          | 2          | 2          | 2          |
|            | 人数(人)   | 96         | 95         | 95         | 93         | 83         |
| ②-①        |         | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |

| 忍海校区       |         | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 |
|------------|---------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み(人)  |         | 50         | 58         | 57         | 57         | 60         |
| ②確保の<br>内容 | 施設数(か所) | 1          | 1          | 2          | 2          | 2          |
|            | 人数(人)   | 50         | 58         | 70         | 70         | 70         |
| ②-①        |         | 0          | 0          | 13         | 13         | 10         |

| 新庄北校区      |         | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 |
|------------|---------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み(人)  |         | 54         | 53         | 53         | 54         | 54         |
| ②確保の<br>内容 | 施設数(か所) | 1          | 1          | 2          | 2          | 2          |
|            | 人数(人)   | 52         | 52         | 70         | 70         | 70         |
| ②-①        |         | -2         | -1         | 17         | 16         | 16         |

| 磐城校区       |         | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 |
|------------|---------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み(人)  |         | 84         | 87         | 88         | 87         | 90         |
| ②確保の<br>内容 | 施設数(か所) | 2          | 2          | 2          | 2          | 2          |
|            | 人数(人)   | 84         | 87         | 88         | 87         | 90         |
| ②-①        |         | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |

【量の見込みと確保の内容】

| 當麻校区       |         | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 |
|------------|---------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み(人)  |         | 36         | 41         | 41         | 40         | 43         |
| ②確保の<br>内容 | 施設数(か所) | 1          | 1          | 1          | 1          | 1          |
|            | 人数(人)   | 36         | 41         | 41         | 40         | 43         |
| ②-①        |         | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |

② 高学年

【量の見込みと確保の内容】

| 市全域        |         | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 |
|------------|---------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み(人)  |         | 84         | 105        | 109        | 107        | 105        |
| ②確保の<br>内容 | 施設数(か所) | 7          | 7          | 9          | 9          | 9          |
|            | 人数(人)   | 94         | 79         | 116        | 120        | 124        |
| ②-①        |         | 10         | -26        | 7          | 13         | 19         |

| 新庄校区       |         | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 |
|------------|---------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み(人)  |         | 17         | 25         | 25         | 24         | 24         |
| ②確保の<br>内容 | 施設数(か所) | 2          | 2          | 2          | 2          | 2          |
|            | 人数(人)   | 24         | 25         | 25         | 27         | 37         |
| ②-①        |         | 7          | 0          | 0          | 3          | 13         |

| 忍海校区       |         | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 |
|------------|---------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み(人)  |         | 14         | 16         | 17         | 18         | 17         |
| ②確保の<br>内容 | 施設数(か所) | 1          | 1          | 2          | 2          | 2          |
|            | 人数(人)   | 10         | 2          | 20         | 20         | 20         |
| ②-①        |         | -4         | -14        | 3          | 2          | 3          |

| 新庄北校区      |         | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 |
|------------|---------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み(人)  |         | 14         | 17         | 18         | 18         | 17         |
| ②確保の<br>内容 | 施設数(か所) | 1          | 1          | 2          | 2          | 2          |
|            | 人数(人)   | 0          | 0          | 20         | 20         | 20         |
| ②-①        |         | -14        | -17        | 2          | 2          | 3          |

【量の見込みと確保の内容】

| 磐城校区       |         | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 |
|------------|---------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み(人)  |         | 26         | 30         | 32         | 30         | 30         |
| ②確保の<br>内容 | 施設数(か所) | 2          | 2          | 2          | 2          | 2          |
|            | 人数(人)   | 36         | 33         | 32         | 33         | 30         |
| ②-①        |         | 10         | 3          | 0          | 3          | 0          |

| 當麻校区       |         | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 |
|------------|---------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み(人)  |         | 13         | 17         | 17         | 17         | 17         |
| ②確保の<br>内容 | 施設数(か所) | 1          | 1          | 1          | 1          | 1          |
|            | 人数(人)   | 24         | 19         | 19         | 20         | 17         |
| ②-①        |         | 11         | 2          | 2          | 3          | 0          |

【確保の方策】

児童福祉法の改正に対応し、平成27年度から利用対象者を小学校6年生まで拡大して実施します。

新庄北校区と忍海校区は利用者の増加に伴い定員の確保ができないことから、施設数をそれぞれ1か所増やし、量の確保に努めます。

**(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業**

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。今後は協議しながら事業の実施を検討していきます。

**(13) 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業**

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。今後は必要に応じて事業の実施を検討していきます。

## 5. 学校教育・保育の推進体制の確保

### (1) 教育・保育の一体的な提供の推進

幼児期の教育・保育の一体的な提供は、子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度において、国が進める施策の一つです。中でも認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設であり、教育・保育を一体的に提供する施設として、既存の幼稚園や保育所からの移行が促進されるものです。

本市の場合、本計画策定段階で認定こども園への移行を計画している公立幼稚園や公立保育所はありません。私立幼稚園や私立保育園については、事業者の意向を十分に調査し、認定こども園の移行を計画する場合はこれを支援していく予定です。

### (2) 幼稚園及び保育所と小学校との連携の推進

子ども達は発達・成長の各段階に応じた適切な支援が必要で、その支援は妊娠・出産期から始まり、学童期まで切れ目なく続くものです。質の高い支援を行うためには、教育・保育施設等で子ども・子育て支援を実際に行う者同士の連携が必要であり、就学前の教育・保育施設と小学校との連携が不可欠です。

本市では、配慮・支援が必要な子どもに関する幼稚園・保育所・保健センターその他関係機関等との情報交換や、就学前・後の関係者の情報交換と連携に取り組んでいます。今後も適切な教育・保育が提供されるよう専門機関との連携をさらに強化するとともに、職員の資質向上に努め、幼保小の連携を推進していきます。

## 第6章 計画の推進体制

---



## 1. 計画の進捗管理

本計画は、子どもや子育て中の親を対象とした計画であり、保健・福祉・医療・教育・生活環境等、様々な分野に渡る計画です。

そのため、子育て福祉課を中心として関係各課、関係機関・団体等との連携を図りながら、年度ごとに計画の進捗状況を把握し、総合的かつ効果的に計画の推進を図ります。

また、本計画に基づく施策を推進していくため、進捗状況を子ども・子育て会議において、点検・評価を行い、国や県の動向等を踏まえながら、施策の充実や見直しについて協議をしていきます。

## 2. 連携・協働体制

本計画を総合的に推進するにあたっては、家庭・地域・企業・行政など、様々な社会の構成メンバーがそれぞれの役割のもとに、連携を図りながら取り組むことが重要です。

### (1) 行政

本計画に基づく施策を推進するとともに、地域の様々な子育て活動の支援や関連機関との連携・調整を行い、地域ぐるみの子育て支援を促進します。

また、市民に対しては広報誌やホームページなどにより、子育て支援に関する広報啓発に努め、市民の理解と協力を得て施策を推進します。

### (2) 家庭

子育ての基本は家庭での保護者によるものであり、家庭は、子育てに関する第一義的な責任を有しています。家族が互いに協力して、子どもに対し愛情を持ち、様々な人の協力を得ながら子どもの育ちを支え、子どもの成長とともに親自身も成長していくことが求められます。

### (3) 地域

地域の中で子育て中の親が孤立することなく、子どもや子育て中の家庭が安心して暮らせるまちづくりを進めるため、近所の子どもと挨拶を交わしたり、登下校の子どもを気づかたり、市民一人ひとりが子どもや子育て家庭を温かく見守りながら、近所や子育て家庭同士がお互いに助け合えるような地域づくりを進めることが期待されます。

### (4) 企業（職場）

子育て中の就業者が、子育てと仕事の両立ができるよう、育児・介護休業制度の定着、多様な勤務形態の導入、労働時間の短縮、再雇用制度の拡充など、雇用環境や働き方の見直しとともに、職場全体のワーク・ライフ・バランスに関する理解促進、事業所内保育施設の整備など、子育てしながら働きやすい職場環境づくりを進めることが期待されます。





# 資料編

---



## 葛城市子ども・子育て会議条例

### (設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、葛城市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 会議は、法第77条第1項に規定するもののほか、市長の諮問に応じて、市の子ども・子育て支援に関する重要事項について調査審議する。

2 会議は、前項に規定する重要事項に関し市長に意見を述べることができる。

### (組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が適当と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (臨時委員)

第6条 会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

### (会議)

第7条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可

否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第8条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、保健福祉部子育て福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

## 葛城市子ども・子育て会議委員名簿

| 委員名    | 職 種 等         |
|--------|---------------|
| 吉岡 眞知子 | 東大阪大学副学長      |
| 山本 光男  | 大阪樟蔭女子大学特任教授  |
| 杵岡 厚子  | 葛城市主任児童委員代表   |
| 布施 隆教  | 葛城市私立保育園代表    |
| 中谷 直子  | 葛城市幼稚園園長会代表   |
| 佐々木 博  | 葛城市立幼稚園担当指導主事 |
| 廣瀬 富士子 | 葛城市保育所指導主事    |
| 奥本 佳史  | 保護者代表（小学校）    |
| 大山 佳代  | 保護者代表（幼稚園）    |
| 西本 尚子  | 保護者代表（保育所）    |
| 川崎 てる子 | 一般公募          |
| 森岡 賀世子 | 一般公募          |
| 石川 啓子  | 一般公募          |
| 田中 茂博  | 教育部長          |
| 山岡 加代子 | 保健福祉部長        |

## 計画策定の経過

### 【平成25年度 葛城市子ども・子育て会議】

| 年月日                                  | 内 容   |
|--------------------------------------|---|
| 平成25年<br>8月30日(金)                    | <b>第1回 葛城市子ども・子育て会議</b><br>○子ども・子育て支援新制度について<br>○葛城市の現状について<br>○今後のスケジュールについて |
| 平成25年<br>10月28日(月)<br>～<br>11月11日(月) | 子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査の実施   |
| 平成26年<br>2月10日(月)                    | <b>第2回 葛城市子ども・子育て会議</b><br>○ニーズ調査集計結果について<br>○今後のスケジュールについて                   |

【平成26年度 葛城市子ども・子育て会議】

| 年月日                                | 内 容  |
|------------------------------------|--|
| 平成26年<br>5月21日(水)                  | <b>第1回 葛城市子ども・子育て会議</b><br>○「就学前教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みについて<br>○(仮称)葛城市子ども・子育て支援事業計画・骨子案について<br>○今後のスケジュールについて   |
| 平成26年<br>7月18日(金)                  | <b>第2回 葛城市子ども・子育て会議</b><br>○子ども・子育て支援事業計画について<br>○教育・保育提供区域の設定について<br>○「量の見込み」の算出について<br>○子ども・子育て支援新制度に係る葛城市の施設の認可基準及び運営基準の条例制定について<br>・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準<br>・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準<br>・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準<br>○今後のスケジュールについて |
| 平成26年<br>8月25日(月)                  | <b>第3回 葛城市子ども・子育て会議</b><br>○教育・保育提供区域の設定について<br>○「量の見込み」の算出について<br>○保育の必要性の認定に関する基準について<br>○子ども・子育て支援新制度に係る葛城市の施設の認可基準及び運営基準の条例制定について  |
| 平成26年<br>11月17日(月)                 | <b>第4回 葛城市子ども・子育て会議</b><br>○葛城市子ども・子育て支援事業計画(素案)について<br>○保育所等利用における調整のための基準(案)について<br>○今後のスケジュールについて   |
| 平成27年<br>1月7日(水)                   | <b>第5回 葛城市子ども・子育て会議</b><br>○葛城市子ども・子育て支援事業計画(素案)について<br>○今後のスケジュールについて   |
| 平成27年<br>1月19日(月)<br>～<br>2月10日(火) | <b>パブリックコメントの実施</b>  |
| 平成27年<br>2月26日(木)                  | <b>第6回 葛城市子ども・子育て会議</b><br>○葛城市子ども・子育て支援事業計画(最終案)について  |

# 子ども・子育て支援事業計画

～葛城にいだかれ親も子も笑顔で育つまちづくり～

---

発行年月 平成 27 年 3 月

発 行 奈良県葛城市

編 集 葛城市子育て福祉課

**【當麻庁舎】**

〒639-2197

奈良県葛城市長尾 85 番地

T E L : 0745-48-2811

F A X : 0745-48-3200

**【新庄庁舎】**

〒639-2195

奈良県葛城市柿本 166 番地

T E L : 0745-69-3001

F A X : 0745-69-6456

---